首都直下地震における
具体的な応急対策活動に関する計画

令和７年６月 30 日

中央防災会議幹事会

目次

第１章　具体計画の適用について 1
　１．具体計画の位置づけ 1
　２．具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立 3
　　（１）具体計画に基づく初動対応を行う判断基準 3
　　（２）災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置 3
　　（３）緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携 4
　　（４）被災者生活・生業再建支援チームの開催 4
　　（５）感染症対策 5
　３．タイムラインに応じた目標行動 5
第２章　緊急輸送ルート計画 7
　１．趣旨 7
　２．緊急輸送ルートに対する発災時の措置 8
　　（１）緊急輸送ルート計画 8
　　（２）緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧 8
　　（３）必要な交通規制の実施 9
　　（４）港湾、河川等の活用 10
第３章　救助・救急、消火活動等に係る計画 12
　１．趣旨 12
　２．救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方 12
　３．広域応援部隊の派遣先 13
　　（１）被害想定を踏まえた派遣 13
　　（２）発災後の情報収集に基づく計画の修正 13
　　（３）広域応援部隊の派遣手順 14
　　（４）発災時の情報共有 14
　４．広域応援部隊の活動に必要な拠点 15
　　（１）部隊の進出のための拠点 15
　　（２）部隊の活動のための拠点 17
　５．警察、消防、自衛隊及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊間の活動調整と活動支援 18
　　（１）部隊間の活動調整 18
　　（２）部隊の活動支援 18
　６．災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械 19
　　（１）従事する活動及び規模 19
　　（２）航空機の運用の考え方 19
　　（３）艦船・船舶の運用の考え方 20

（４）災害対策用機械の運用の考え方 21
７．警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊派遣の方針 22
（１）警察庁 22
（２）消防庁 23
（３）防衛省 25
（４）国土交通省 26
第４章　医療活動に係る計画 28
１．趣旨 28
２．国、都道府県の役割 28
（１）被災都県の役割 28
（２）国の役割 29
３．発災直後のＤＭＡＴ派遣 30
（１）ＤＭＡＴの派遣要請 30
（２）ＤＭＡＴの参集 30
（３）ＤＭＡＴへの任務付与及び指揮 32
４．被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復 33
５．「災害拠点病院」機能の最大限の活用 34
６．医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送） 34
（１）広域医療搬送・地域医療搬送の定義 34
（２）患者搬送の考え方 35
（３）航空搬送拠点 35
（４）広域医療搬送 38
（５）地域医療搬送 38
７．ＤＭＡＴ以外の医療チームの活動 39
８．避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等 39
第５章　物資調達に係る計画 42
１．趣旨 42
２．対象となる被災都県 42
３．プッシュ型支援による物資調達 42
（１）対象品目 42
（２）実施手順 43
（３）基本８品目の必要量 44
４．プル型支援による物資支援 45
５．飲料水の調達 46
６．物資の輸送手段の確保 47
７．物資輸送における役割分担 48
８．東京都区部への物資輸送 48
９．広域物資輸送拠点等の確保 49

（１）広域物資輸送拠点等の定義 49
（２）広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保 49
１０．全国的な物資不足等への対応 50
１１．平時の生産・流通体制への早期回復 50
第６章　燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画 51
Ⅰ　燃料供給 51
１．趣旨 51
２．石油業界における基本的な燃料供給体制 51
（１）「系列ＢＣＰ」に基づく石油供給の早期構築 51
（２）「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携 51
３．防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」 52
（１）重点継続供給 52
（２）重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有 52
４．業務継続が必要な重要施設への「優先供給」 53
（１）重要施設への優先供給体制 53
（２）優先供給要請の手順 53
（３）費用の負担 53
５．臨時の給油施設に対する供給手順 54
６．燃料輸送・供給体制の確保 54
（１）陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保 54
（２）海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保 55
７．全国的な燃料不足への対応 55
Ⅱ　電力・ガスの臨時供給 56
１．趣旨 56
２．電力業界における広域での需給調整体制 56
３．電力業界、ガス業界における広域での支援体制 56
（１）電力業界 56
（２）ガス業界 57
４．重要施設への臨時供給 57
（１）電力業界 57
（２）ガス業界 58
５．緊急通行車両等の通行体制の確保 59
Ⅲ　通信の確保 60
１．趣旨 60
２．被災地方公共団体等に対する支援体制 60
３．総務省・電気通信事業者間の協力体制 60
４．重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保 61
５．緊急通行車両等の通行体制の確保 62

第７章　帰宅困難者等への対応に係る計画 63
１．趣旨 63
２．国、被災地方公共団体の役割 63
（１）国の役割 63
（２）被災地方公共団体の役割 63
３．活動内容 64
（１）一斉帰宅の抑制 64
（２）一時滞在施設 65
（３）駅前等滞留者対策 65
（４）帰宅困難者等への情報提供 65
（５）徒歩帰宅者への支援 66
（６）帰宅困難者等の搬送 66
第８章　防災拠点 67
１．防災拠点の種類及び機能 67
２．海上輸送拠点 68

別表２－１　緊急輸送ルートの路線及び区間 69
別表３－１　都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制 72
別表３－２　「進出拠点」、「ＤＭＡＴ陸路参集拠点（候補地）」の一覧 73
別表３－３　救助活動拠点（候補地）、航空機用救助活動拠点（候補地） 74
別表４　被災地外の航空搬送拠点候補地 78
別表５－１　プッシュ型支援における必要量 80
別表５－２　飲料水の必要量 81
別表５－３　広域物資輸送拠点 82
別表５－４　プッシュ型物資支援の標準対象品目 83
別表６－１　製油所・油槽所 84
別表８－１　海上輸送拠点 86

別図２－１　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図 87
別図２－２　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図（都県版） 90
別図２－３　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図（詳細版） 100
別図４－１　ＤＭＡＴの陸路参集のイメージ 108
別図４－２　各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係 110

平成 28 年３月 29 日中央防災会議幹事会決定
令和元年５月 27 日第１回改定
令和２年５月 29 日第２回改定
令和３年５月 21 日第３回改定
令和４年６月 10 日第４回改定
令和５年５月 23 日第５回改定
令和７年６月 30 日第６回改定

第１章　具体計画の適用について

１．具体計画の位置づけ

（１）　この首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第４条に規定する「首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年３月 31 日閣議決定）」において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画である。
首都直下地震により想定される「巨大過密都市を襲う膨大な被害」に対応するため、首都直下地震発生時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）、これに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。

（２）　具体計画が想定する首都直下地震は、マグニチュード７クラスの首都直下地震である（図１参照）。
このマグニチュード７クラスの首都直下地震は、内閣府に設置された「首都直下地震モデル検討会」において最新の科学的知見に基づき切迫性が高いと評価され、中央防災会議防災対策推進検討会議首都直下地震対策検討ワーキンググループが取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成 25 年 12 月）」において防災・減災対策の対象とする地震とされたものである。

（３）　首都直下地震は、様々なタイプが考えられ、どこで発生するか分からないが、具体計画では、被災量が最も大きく、最終報告において被害想定がその対象としている都心南部直下地震を想定して、具体的な活動内容、緊急輸送ルート、各防災拠点等を定めている。都心南部直下地震以外のケースにおいても本計画で定める活動内容により、また、緊急輸送ルート、各防災拠点等の全部又は一部を適用して対応することが可能である。

（４）　具体計画は、首都直下地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に活動内容を定めている。したがって、首都直下地震を想定した各種訓練を通じて、具体計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時必要な見直しを行う。

（５）　「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成 20 年 12 月 11 日中央防災会議幹事会）は廃止する。

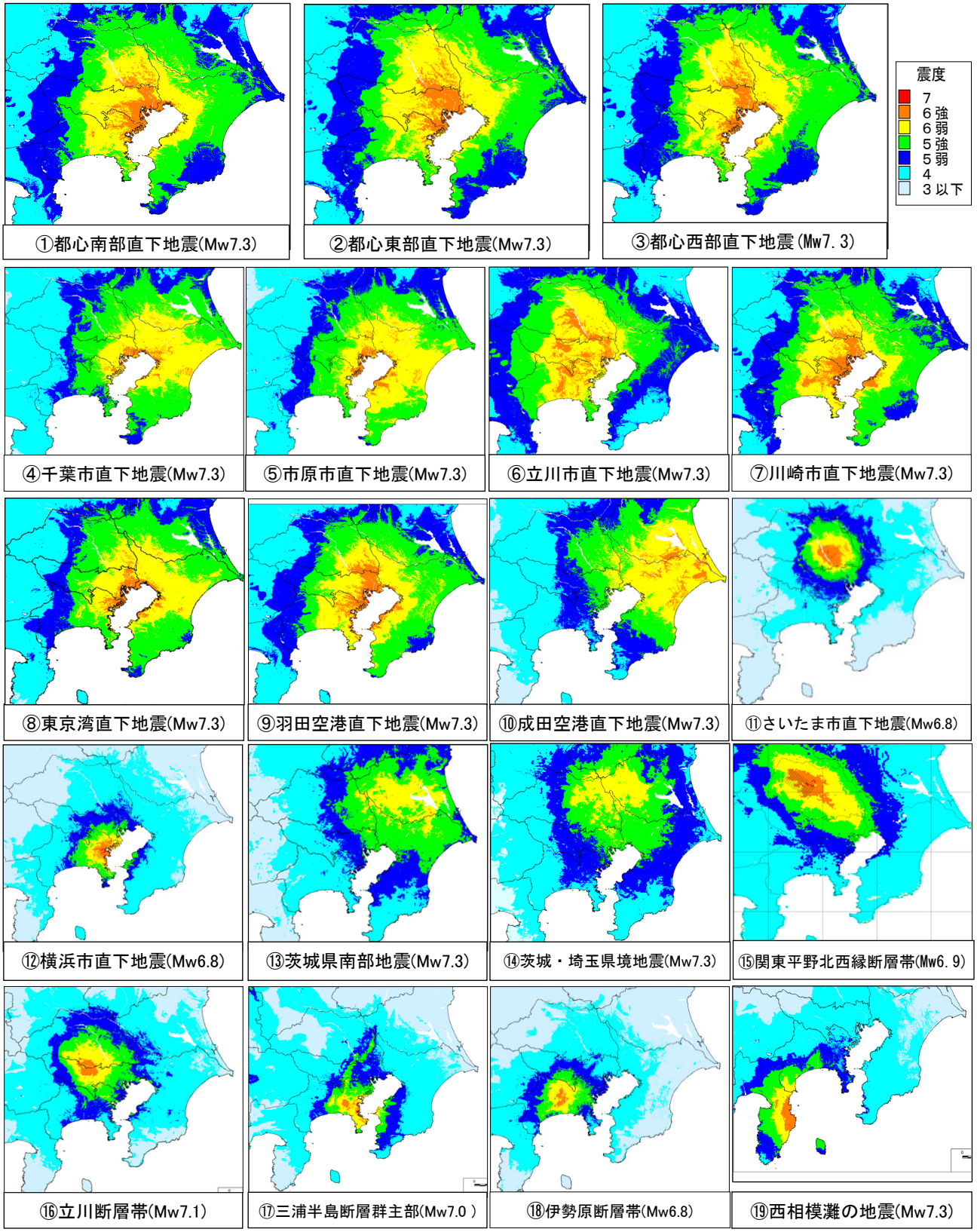

図１　首都直下の M7 クラスの地震の震度分布（19 地震）
（「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）
（平成 25 年 12 月　対策検討 WG)」別添資料４より）

２．具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

（１）具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、東京 23 区の区域において、震度６強以上の震度が観測された場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。

② ただし、東京 23 区の区域において震度６強以上の震度が観測されない場合においても、１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。以下同じ。）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合には、防災関係機関は、判明した状況に応じて、具体計画を適宜修正しながら災害応急対策活動を開始する。

③ 上記①又は②に該当する地震が発生した後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

（２）災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置

① 政府は、速やかに緊急災害対策本部の設置を閣議にて決定するとともに、必要があると認めるときは災害緊急事態の布告を閣議にて決定し、速やかに法第 108 条の規定に基づく災害緊急事態への対処基本方針を定める。

② 対処基本方針には、次に掲げる事項を定め、広く国民及び企業に対して協力を要請する。

ア 災害応急対策に必要な部隊、物資等を被災地に投入するための緊急輸送ルートを確保し、緊急通行車両等の通行の確保に全力を挙げること

イ 国防、社会秩序の維持及び消防のために不可欠な部隊を除く警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ[1]）、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）その他の応援部隊を被災地に迅速に最大限投入し、人命救助を第一とした災害応急対策活動に全力を尽くすこと

ウ １都３県のうち甚大な被害が見込まれる区域に対して、応援部隊を重点的に投入すること

エ 被災地域以外の警察、消防が被災地への対応に全力を挙げなければならないことを踏まえ、広く国民及び企業に対して、防犯、防災、防火、救急等に関し、自助・共助の意識をもって各地域で取り組むよう、積極的な理解と協力を求めること

オ 食料、飲料水、医療物資、燃料及び生活必需品を被災地向けに全国からできる限り確保し、遅滞なく供給するとともにこれらの物資の買いだめ、買い急ぎを防止すること

[1] ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム。大地震、航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

カ　被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインの復旧に全力を挙げるとともに、道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの早期復旧を目指すこと

キ　被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者等に対して「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の協力を求めること

③ 緊急災害対策本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整を行う。

（３）緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携

① 政府は、首都直下地震が発生した場合には、被災都県災害対策本部と密接な連携を図るため、被害状況に応じて、速やかに緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する[2]。現地対策本部の設置場所は、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）のほか、１都３県の各都県庁のうち、１箇所又は複数箇所に設置する。

② 現地対策本部は、被災都県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

③ 現地対策本部は、関係する省庁、都県（市区町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害ごとに設定するテーマ（主な災害対応）に沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。

④ 現地対策本部は、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

⑤ 電力供給網、通信網等に支障が生じた場合には、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省その他の関係省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等は、速やかにライフライン施設の応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対処方針等に基づき、必要に応じて、ライフライン事業者の事業所等の現場での実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

（４）被災者生活・生業再建支援チームの開催

① 内閣官房は、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。

[2] 緊急災害現地対策本部の設置・運営については、「現地対策本部の設置及び運営等について（平成 12 年 12 月 14 日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づいて行うこととする。

（５）感染症対策

① 感染症の流行状況を踏まえ、防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

３．タイムラインに応じた目標行動

（１） 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた６頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。

（２） このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な 72 時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

首都直下地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）

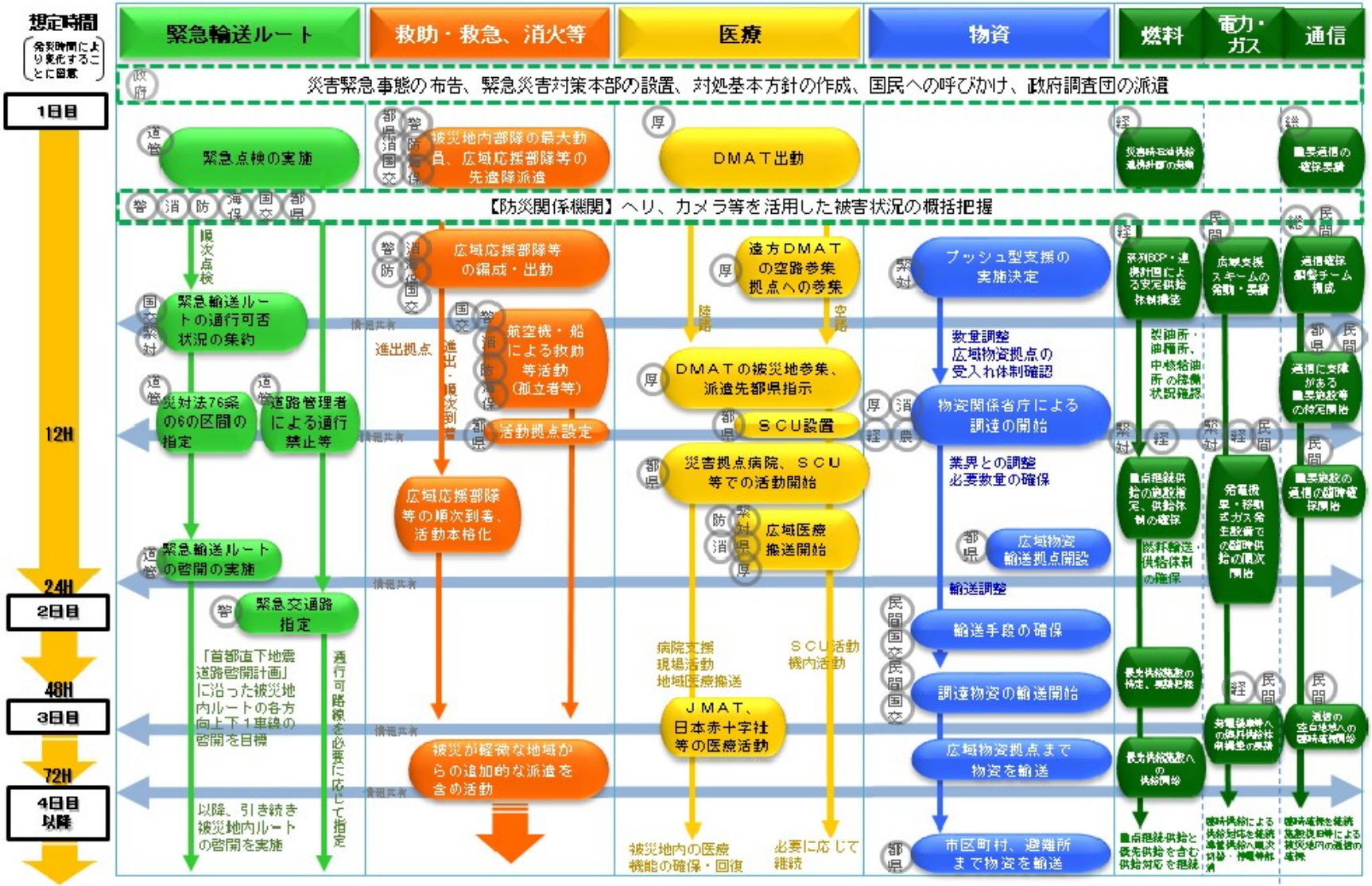

上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

第２章　緊急輸送ルート計画

１．趣旨

（１）　緊急輸送ルート計画は、被災都県の被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。

（２）　緊急輸送ルートは、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に、必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。

（３）　発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中にあっても、あらかじめ選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。また、首都直下地震の発災時に想定される深刻な道路交通麻痺に対応し、早期に緊急通行車両等の通行を可能とするため、道路啓開や応急復旧を実施することと併せて滞留車両等の移動や交通規制を実施することも必要となる。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を明らかにする。

（４）　防災関係機関は、発災後、第１章　３．に掲げるタイムラインを目安に、緊急輸送ルートの確保に関する活動を連携して実施する。

２．緊急輸送ルートに対する発災時の措置

（１）緊急輸送ルート計画

① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定[3]したものである。（別表２－１　緊急輸送ルートの路線及び区間、別図２－１　緊急輸送ルート、各種防災拠点　一覧図）

② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。

③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。

④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者等や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

（２）緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・応急復旧を行う。

② 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、他の道路管理者が管理するものも含め、

ア　通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む）

イ　通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）

ウ　点検中区間（点検完了の見通しを含む）

エ　未点検区間（未点検の要因を含む）

を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。

③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。

④ 現地対策本部は、国土交通省関東地方整備局及び都県と協力して上記の情報収集を

---

[3] 緊急輸送ルートは、具体計画において以下の２種類の考え方で整理している。

・広域移動ルート：救助・救急活動、消火活動を行う応援部隊や緊急物資輸送車両が被災地に向かう広域的な移動のための概ね東京外環自動車道までの範囲に到達するためのルート。

・被災地内ルート：全国からの応援部隊を含む救助・救急活動、消火活動を行う部隊が、被害が甚大な地域に到達し、活動できるようにするための概ね東京外環自動車道の内側におけるルート。放射方向の幹線道路と被災地内の活動を支える環状方向の幹線道路から構成している。

このうち、放射方向のルートの確保については、「首都直下地震道路啓開計画（令和３年８月　首都直下地震道路啓開計画検討協議会）」に沿って、八方向（八方位）のそれぞれについて、別表２－１の備考欄に示した同一方向の路線の中から被災箇所・被災規模が比較的少ない路線を組み合わせて、都心へ向かう方向と郊外へ向かう方向を優先ルートとしてそれぞれ確保する。

行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。

⑤ 警察庁は広域交通管制システム、国土交通省は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。

⑥ 国土交通省は、道路における通行止めや通行状況を適切に把握するため、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポット、可搬型路側機等の増強を進める。

⑦ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラや無人航空機等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

⑧ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。

⑨ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

⑩ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第 76 条の６の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。

⑪ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。

⑫ 道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。

⑬ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

（３）必要な交通規制の実施

① 被災都県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに都心部への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。

② 都県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第 76 条の４第１項の規定に基づき、道路管理者等に対し、法第 76 条の６の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。

③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。

④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の交付を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う。

⑤ 首都直下地震発生時には、深刻な道路交通麻痺が想定されることから、東京都の区部等における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。
そのため、政府、被災都県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

（国民への協力要請の例）

・通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
・通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
・道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
・渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

（４）港湾、河川等の活用

① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災都県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や緊急用河川敷道路、緊急用船着場[4]など河川の活用を検討する。

② 上記①の活用に備えて、発災直後から河川管理者や港湾管理者は、緊急用河川敷道路、緊急用船着場や海上輸送拠点に指定された港湾の点検を行う。

[4] 国土交通省は、荒川の沿川の関係地方公共団体や関係機関と荒川下流防災施設運用協議会を設立し、大規模な地震が発生した場合に備えて、荒川下流部に整備した緊急用河川敷道路や緊急用船着場等の防災施設の活用計画を策定している。次図に活用が考えられる緊急用河川敷道路や緊急用船着場を例示する。

（図：河川等の活用例）

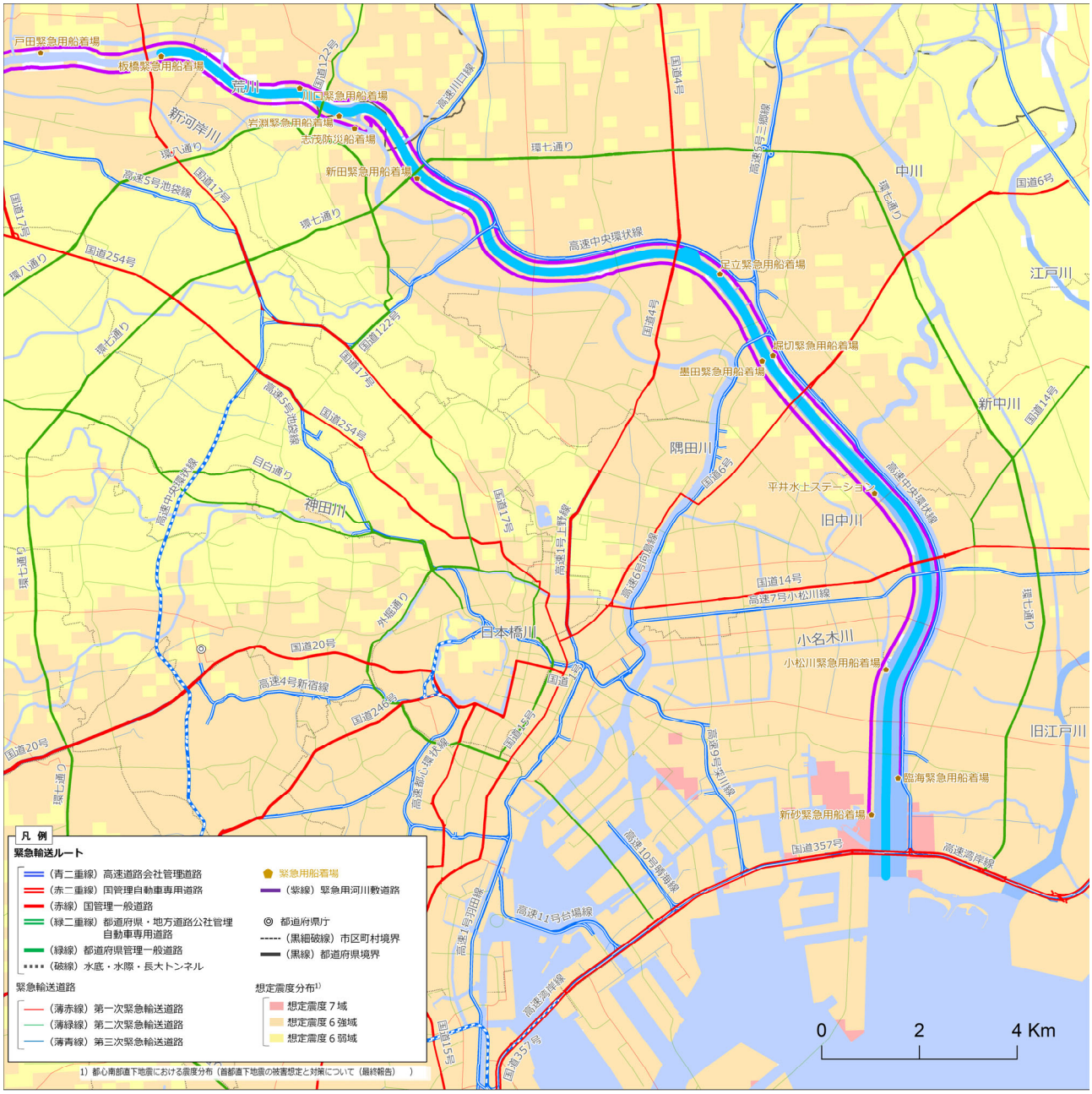
戸田緊急用船着場
板橋緊急用船着場
荒川
岩淵緊急用船着場
志茂防災船着場
新田緊急用船着場
新河岸川
環八通り
環七通り
国道17号
国道254号
国道122号
高速5号池袋線
目白通り
神田川
高速中央環状線
国道20号
高速4号新宿線
国道246号
外堀通り
日本橋川
高速都心環状線
高速1号羽田線
国道15号
高速11号台場線
高速湾岸線
国道357号
高速9号深川線
高速10号晴海線
高速6号向島線
高速7号小松川線
高速1号上野線
国道14号
国道6号
国道4号
高速川口線
高速5号三郷線
足立緊急用船着場
堀切緊急用船着場
墨田緊急用船着場
平井水上ステーション
隅田川
中川
江戸川
新中川
旧中川
小名木川
小松川緊急用船着場
旧江戸川
臨海緊急用船着場
新砂緊急用船着場
凡例
緊急輸送ルート
（青二重線）高速道路会社管理道路
（赤二重線）国管理自動車専用道路
（赤線）国管理一般道路
（緑二重線）都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
（緑線）都道府県管理一般道路
（破線）水底・水際・長大トンネル
緊急輸送道路
（薄赤線）第一次緊急輸送道路
（薄緑線）第二次緊急輸送道路
（薄青線）第三次緊急輸送道路
緊急用船着場
（紫線）緊急用河川敷道路
都道府県庁
（黒細破線）市区町村境界
（黒線）都道府県境界
想定震度分布1)
想定震度７域
想定震度６強域
想定震度６弱域
1）都心南部直下地震における震度分布（首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告））
0
2
4 Km

第３章　救助・救急、消火活動等に係る計画

１．趣旨

（１）　首都直下地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な 72 時間を意識しつつ、甚大な被害が想定される被災都県の警察・消防機関は、発災直後から救助・救急、消火活動等に必要な部隊を最大限動員するとともに、これらの活動の支援等のため、国土交通省は被災管内の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を最大限動員するものとする。さらに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早く的確に投入する必要がある。

（２）　このため、被災都県の警察・消防・国土交通省 TEC-FORCE の部隊（以下「域内部隊」という。）に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「国土交通省 TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定める。

２．救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方

（１）　域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急、消火活動等のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する。

① 被害情報
② 広域応援部隊の迅速な進出のための緊急輸送ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
③ 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機を活用した投入
④ 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力
⑤ その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策

（２）　１都３県の救助・救急、消火等要員の最大限の動員

① １都３県に所在する警察・消防機関は、発災直後から、管内の被災地域に対して域内部隊を最大限動員して救助・救急、消火活動等に従事する（別表３－１参照）。また、これら活動の支援等のため国土交通省は、受援地方整備局等[5]（以下「受援地整等」という。）管内の TEC-FORCE を最大限動員して、災害応急対策活動に従事する。

[5] 関東地方整備局、関東運輸局及び東京航空局をいう。

（参考）１都３県における警察・消防機関の勢力及び受援地整等管内の国土交通省 TEC-FORCE の活動規模

警察：　約 81,900 人
消防機関：消防職員　約 47,300 人
　　消防団員　約 74,700 人
国土交通省 TEC-FORCE：　約 420 人[6]

（３） 広域応援部隊の派遣

① 上記（２）に加え、全国からの広域応援部隊を１都３県に集中し、迅速に投入する。

（４） 活動のための体制確保

① 警察、消防及び自衛隊は、各々の特性、能力及び知見に応じて救助・救急、消火活動等を行う。この際、被災状況調査、道路啓開、湛水排除などを行う国土交通省 TEC-FORCE をはじめとする防災関係機関と積極的に連携・協力するものとする。

② 救助・救急、消火活動等に必要な資機材、燃料、食料等については、当該活動を実施する機関が調達し携行する自己完結型を原則とするほか、感染症が流行している状況下においては、各部隊において感染症拡大防止のため、隊員の健康管理の徹底等必要な対策を講ずるものとする。

③ 防災関係機関は、河川水、海水、下水処理水、農・工業用水等その他大都市地域に存在する水利を災害時に消火活動に利用できるよう、あらかじめ、施設管理者等と調整しておくものとする。

④ 救助・救急、消火活動等を行う機関は、高齢者、障害者等の要配慮者の迅速かつ円滑な救助等を行うため、地方公共団体等と連携した対応に努めるものとする。

３．広域応援部隊の派遣先

（１）被害想定を踏まえた派遣

① 警察庁、消防庁及び防衛省は、都心南部直下地震の被害想定の死者数及び自力脱出困難者数（別表３－１参照）に応じて、広域応援部隊を１都３県に派遣することを想定する。

② 国土交通省は、都心南部直下地震の被害想定に応じて、国土交通省 TEC-FORCE を１都３県に派遣することを想定する。

③ この際、それぞれの省庁において、部隊の役割や被災地域内に所在する勢力も考慮して、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。

（２）発災後の情報収集に基づく計画の修正

① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、発災時には、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、具体計画を基礎としつつ柔軟に対応する。

[6] 国土交通省 TEC-FORCE の日最大派遣規模。

（３）広域応援部隊の派遣手順

① 迅速な出動決定

ア 首都直下地震によって被害が想定されない１都３県以外の地域に所在する広域応援部隊は、自らの管内に被害がないこと又は被害が軽微なことを確認後、出動可能な部隊は直ちに出動する。

② 進出の手順

ア 出動する広域応援部隊は、被災地に移動する際の目標となる進出拠点にできる限り速やかに進出する。

イ 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、できる限り速やかに広域応援部隊を被災地に到達させるため、緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離等を考慮して派遣先を決定する。

ウ 緊急災害対策本部は、発災後、広域応援部隊が進出するために使用する進出拠点の情報を警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省から速やかに収集し、これらの拠点の所管省庁を通じて、使用に関する管理者の承諾を包括的に得るものとする。

③ 広域応援部隊の派遣規模[7]

ア １都３県以外の警察、消防の広域応援部隊の派遣規模は以下のとおりである。

警察災害派遣隊：約 14,000 人[8]

緊急消防援助隊：約 20,600 人／5,400 隊[9,10]

イ 自衛隊の災害派遣部隊（１都３県に所在する部隊も含む。）の派遣規模は以下のとおりである。

自衛隊の災害派遣部隊：約 110,000 人

ウ 応援地方整備局等[11]（以下「応援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

国土交通省 TEC-FORCE：約 1,940 人[6]

（４）発災時の情報共有

① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、発災後、第１章　３．に掲げるタイムラインに応じた目標行動を踏まえ、次の項目について、派遣部隊の進出・活動状況をとりまとめ、緊急災害対策本部に報告する。

ア 出動部隊名、所在地

イ 人員数

ウ 出動時間

---

[7] 派遣規模とは、被災地である１都３県への派遣を予定している部隊の総数であり、ある特定の時点における活動規模を示すものではない。

[8] 域内の警察も含め、約 95,000 人態勢。

[9] 域内の消防職員も含め、約 67,900 人態勢。このほか、域内では消防団員約 74,700 人も対応。

[10] 緊急消防援助隊の数値は１都３県を除く 43 道府県の緊急消防援助隊登録隊数（令和６年４月時点）の合計。

[11] 北海道開発局、東北・北陸・中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局、北海道・東北・北陸信越・中部・近畿・中国・四国・九州の各運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局をいう。

エ　派遣先

オ　進出・活動状況（進出拠点、救助活動拠点への到達状況）

② 緊急災害対策本部は、発災後その時点で判明している被害状況に基づき、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、緊急輸送ルートの通行可否情報、燃料補給に関する情報その他広域応援部隊の派遣に必要な情報の提供を新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等により定期的に行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

③ 現地対策本部は、緊急災害対策本部が集約した所管区域への広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、所管区域の都県災害対策本部と連携しつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、部隊活動に必要な情報（被害状況、緊急輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点（４．（２）参照）及び海上輸送拠点の利用可否情報等）の提供を新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等により行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

４．広域応援部隊の活動に必要な拠点

（１）部隊の進出のための拠点

① 進出拠点

ア　発災後、各部隊が、３．に掲げる手順により１都３県に移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。

イ　具体計画では、「進出拠点」を別表３－２のとおり定める。

ウ　進出拠点の管理者は、被災都県と連携し、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

エ　広域応援部隊は、発災時には、進出拠点について、その被災状況、利用状況に応じて柔軟に決定する。

② 陸路での進出が難航すると見込まれる地域へのアクセス

ア　首都直下地震による深刻な道路交通麻痺により、発災後しばらくの間は、陸路による到達が難航すると見込まれる地域については、空路、海路によるアクセスを想定するほか、水路の活用についても検討する。

イ　なお、発災直後から、深刻な道路交通麻痺が発生することが想定されることから、ヘリ・航空機を活用した空からの救出救助・消火活動（部隊投入を含む。）を想定する。

③ 民間フェリーを活用した進出

ア　広域応援部隊進出のために民間フェリーの利用を想定する区間は次表のとおりである。

省庁名	区間		規模	
	起点	終点	人員	車両
警察庁	小樽港	新潟港	約 800 人	約 200 台
	苫小牧港	八戸港		
	苫小牧港	茨城港		
	苫小牧港	新潟港		
	苫小牧港	仙台塩釜港		
	函館港	青森港		
	函館港	大間港		
	徳島港	東京港	約 150 人	約 40 台
	北九州港	東京港	約 1,980 人	約 510 台
	大分港	神戸港		
	別府港	大阪港		
	宮崎港	神戸港		
	志布志港	大阪港		
	那覇港	鹿児島港	約 220 人	約 50 台
	那覇港	鹿児島港→志布志港→大阪港		
	那覇港	鹿児島港→北九州港→東京港		
消防庁[12]	苫小牧港	茨城港	約 1,510 人	約 390 台
	苫小牧港	八戸港		
	苫小牧港	仙台塩釜港		
	苫小牧港	新潟港		
	小樽港	新潟港		
	函館港	青森港		
	函館港	大間港		
	徳島小松島港	東京港	約 1,140 人	約 310 台
	北九州港	東京港	約 2,720 人	約 730 台
	志布志港	東京港[13]		
	那覇港	鹿児島港	約 280 人	約 70 台
	那覇港	志布志港[13]		
	那覇港	志布志港→東京港[13]		
防衛省	苫小牧港	八戸港	約 13,000 人	約 3,000 台
	苫小牧港	仙台塩釜港		
	苫小牧港	茨城港		
	苫小牧港	新潟港		
	苫小牧港	敦賀港		
	小樽港	新潟港		
	小樽港	舞鶴港		
	室蘭港	青森港		

[12] 消防庁の数値は、令和６年４月時点の緊急消防援助隊登録隊数。

[13] 志布志港から東京港及び那覇港から志布志港（東京港）の活用に際しては、ＲＯＲＯ船による車両の輸送を想定している。ＲＯＲＯ船については他の区間でも利用される場合が想定されるが、過去の活用実績等を踏まえ記載したもの。

	函館港	青森港		
	函館港	大間港		
	徳島港	東京港		
	新門司港	東京港		

イ　緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省から要請があった場合には、国土交通省を通じて、速やかに広域応援部隊を輸送できるよう、必要なスペースの確保等について、海上運送事業者と調整を行う[14]。

④　民間航空機を活用した隊員の輸送

ア　広域応援部隊は、隊員の迅速な派遣のため、必要に応じて民間航空機を利用する可能性を想定する。

イ　緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省からの要請があった場合、必要に応じ、国土交通省を通じて、民間航空会社への協力要請を行う。

（２）部隊の活動のための拠点

①　域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を「救助活動拠点」という。被災地方公共団体は、「救助活動拠点」をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとする。
都心南部直下地震においては、多数の部隊が被災地に集中し活動することとなるため、発災後速やかに利用できるよう、震度６弱以上が想定される地域内に確保可能な救助活動拠点（候補地）を、別表３－３、別図２－１、２－２、２－３のとおり明確化する。

②　上記①の救助活動拠点（候補地）のうち、空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、航空機用救助活動拠点として、発災後速やかに利用できるよう別表３－３、別図２－１、２－２、２－３のとおり候補地を明確化する。

③　国及び地方公共団体は、上記②のほか、災害応急対策活動に従事する航空機が駐機・給油を行うために必要な飛行場等を１都３県及びその周辺に確保できるよう、事前に検討しておくこととする。候補地例は、以下のとおりである。

都道府県	施設名称	施設管理者名	所在地
福島県	福島空港	福島県	福島県玉川村
埼玉県	秩父防災基地	埼玉県	埼玉県小鹿野町
埼玉県	ホンダエアポート	本田航空株式会社	埼玉県川島町
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	防衛省	千葉県柏市
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地	防衛省	東京都立川市

[14] 国土交通省 TEC-FORCE については、初動期における救助・救急、消火活動等の支援のために必要な道路啓開・湛水排除等を行う部隊を、警察、消防及び自衛隊の部隊とともに速やかに輸送できるよう調整を行う。また、これ以降においても、TEC-FORCE の輸送を継続するよう調整を行う。

東京都	陸上自衛隊朝霞駐屯地	防衛省	東京都練馬区
神奈川県	横浜ヘリポート	横浜市	神奈川県横浜市
茨城県	つくばヘリポート	茨城県	茨城県つくば市
栃木県	栃木ヘリポート	栃木県	栃木県芳賀町
栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	防衛省	栃木県宇都宮市
群馬県	群馬ヘリポート	群馬県	群馬県前橋市
静岡県	静岡空港	静岡県	静岡県牧之原市
静岡県	航空自衛隊浜松基地	防衛省	静岡県浜松市
静岡県	航空自衛隊静浜基地	防衛省	静岡県焼津市

５．警察、消防、自衛隊及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊間の活動調整と活動支援

（１）部隊間の活動調整

① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、緊急災害対策本部、現地対策本部のほか、被災地方公共団体の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（救難情報[15]、要救助者の所在場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行う。また、緊急災害対策本部及び現地対策本部は、災害応急対策活動の全般を把握して広域的に部隊及び資機材の再配分等が必要な場合において総合調整を行う。

② 災害現場で活動する警察、消防及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段、救難情報等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する国土交通省 TEC-FORCE、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

③ 救助・救急、消火活動等に従事する実動部隊は、防災相互通信用無線などの現地における直接的な通信手段のほか、被災都県・被災市町村の災害対策本部及び現地対策本部並びに実動部隊の合同調整所を通じて救難情報等の共有に努めるものとする。

（２）部隊の活動支援

① 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、関係省庁等の協力を得て、部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築する。

② 国土交通省 TEC-FORCE は、部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行う。

[15] 家屋の下敷きになっている者がいる、孤立して救助を求めている者がいる等の救助が必要とされている状況に関する情報。

６．災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械

（１）従事する活動及び規模

① 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する航空機（回転翼機を含む。）は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助・救急、消火活動、輸送活動、医療活動等に従事する。

② 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する艦船・船舶は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助活動、消火活動、輸送活動、医療活動、船舶交通の規制等に従事する。

③ これらの活動における航空機、艦船・船舶の規模は、次頁のとおりである。

（単位：航空機は機、艦船・船舶は隻）

調整主体	航空機		艦船・船舶
	回転翼機	固定翼機	
警察庁	約 40	－	約 40
消防庁	約 40	－	約 10
海上保安庁	約 30	約 5	約 120
防衛省	約 160	約 40	約 35
（うち、大型回転翼機）	約 30		
国土交通省	9	－	26
合計	約 280	約 50	約 230

④ 国土交通省の排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置(Ku-SAT)、対策本部車、待機支援車等の災害対策用機械は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、道路啓開活動、排水活動等に従事する。

⑤ これらの活動における災害対策用機械の規模は、以下のとおりである。

災害対策用機械：約 514 台（最大派遣規模）

うち排水ポンプ車　約 200 台

（２）航空機の運用の考え方

① 重視する航空機の運用

ア　情報収集、人命救助のための航空機の運用

（ア）被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集

（イ）陸路到達困難地域での空からの救出救助・消火活動のための航空機の配分

（ウ）人命救助のための部隊の輸送及びＤＭＡＴ参集のための航空機の活用

を重視する。

イ　医療搬送のための航空機の運用

（ア）医療搬送のための航空機の活用を重視する。この際、傷病者の発生状況やＳＣＵ（航空搬送拠点臨時医療施設）への患者の搬送状況を踏まえた航空

機の追加配分を行う。

② 航空機の運用調整

ア １都３県は、航空機を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

イ 広域医療搬送や陸路到達困難地域での大規模な空からの救出救助・消火活動など、都道府県域を超えて国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部又は現地対策本部が主体となって調整を行う。この際、航空機運用総合調整システム（ＦＯＣＳ）を活用することにより、効率的かつ安全な運用を図るものとする。

ウ 緊急災害対策本部又は現地対策本部は、被災地空域に集中する航空機の安全を確保するため、「首都直下地震時における救援航空機等の安全対策マニュアル（令和２年３月３日 内閣府（防災担当））」に基づき、一定空域での飛行の注意喚起・自粛要請、指定飛行経路等の設定、航空交通情報の提供エリア等の調整を行う。

エ 現地対策本部又は被災都県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、実動部隊と協議の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。この際、現地対策本部又は被災都県は国土交通省に対し、航空機の当該空域の飛行自粛に関する航空情報（ノータム）の発出を要請し、同省はその旨の航空情報を発出する。また、現地対策本部又は被災都県は、報道機関等の協力団体に対し必要な協力を要請する。

（３）艦船・船舶の運用の考え方

① 重視する艦船・船舶の運用

ア 漂流者の救助のための艦船・船舶の運用

（ア）漂流者の発生が予想される海域及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上捜索を重視する。

イ 陸路での到達が困難な地域における艦船・船舶の運用

（ア）津波被害等により陸路での到達が困難な地域への海上からの人員、物資、資機材等の輸送を重視する。

ウ 消火活動のための艦船・船舶の運用

（ア）船舶火災及び沿岸で発生した火災で艦船・船舶からの消火が効果的なものを重視する。

エ 航路啓開活動のための艦船・船舶の運用

（ア）海上輸送拠点へアクセスする航路の啓開に係る活動を重視する。

オ 沿岸部の航空搬送拠点・ＳＣＵの補完

（ア）沿岸部の航空搬送拠点・ＳＣＵなどの至近に、政府艦船を着岸又は洋上に

停泊させ、ＤＭＡＴ等と連携して当該拠点の補完として活用することを考慮する。

② 艦船・船舶の運用調整

ア １都３県は、艦船・船舶を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のため艦船・船舶の運用に関し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

イ 国レベルでの艦船・船舶の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部及び現地対策本部が主体となって調整を行う。

（４）災害対策用機械の運用の考え方

① 重視する災害対策用機械の運用

ア 情報収集のための災害対策用機械の運用

（ア）被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集を重視する。

イ 緊急輸送ルートを確保するための災害対策用機械の運用

（ア）緊急輸送ルートを確保するための道路啓開、排水活動を重視する。

ウ 排水活動のための災害対策用機械の運用

（ア）深刻な浸水被害が発生した地域での排水活動を重視する。

エ 被災した地方公共団体支援のための災害対策用機械の運用

（ア）庁舎が被災した地方公共団体の通信機能、電源等の確保を重視する。

７．警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊派遣の方針

（１）警察庁

① 活動内容

ア 警察が派遣する警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、死体調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両等の先導、行方不明者の捜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

② 部隊の運用

ア 警察は、警察庁調整の下、１都３県警察を除く 43 道府県警察について、首都直下地震発生後、管内の被害状況を確認し、部隊派遣が可能な場合には、直ちに進出拠点等に向けて部隊を出動させる。

イ 警察庁は、被災状況に応じて、各道府県の警察災害派遣隊に対し、派遣先の都県を指示する。

ウ 警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりであるが、被災状況に応じて、派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

＜警察災害派遣隊の派遣規模、派遣先等＞

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">部隊の所在地</th><th rowspan="2">規模
（人）</th><th rowspan="2">車両数
（台）</th><th rowspan="2">進出目標（進出拠点）</th><th rowspan="2">派遣先
都県</th></tr>
<tr><th>管区</th><th>道府県</th></tr>
<tr><td rowspan="11">想定上、被害のない３７道府県</td><td>北海道</td><td>北海道</td><td>約 800 人</td><td>約 200 台</td><td>佐野ＳＡ、蓮田ＳＡ、守谷ＳＡ、
上里ＳＡ、高坂ＳＡ、三芳ＰＡ、
酒々井ＳＡ、湾岸幕張ＰＡ、
東京都葛西臨海公園</td><td>東京都</td></tr>
<tr><td rowspan="3">東北</td><td>青森県
岩手県</td><td rowspan="3">約 1,300 人</td><td rowspan="3">約 325 台</td><td>佐野ＳＡ、蓮田ＳＡ、埼玉スタジアム</td><td>埼玉県</td></tr>
<tr><td>宮城県</td><td>佐野ＳＡ、蓮田ＳＡ、新倉ＰＡ、
東京都葛西臨海公園</td><td>東京都</td></tr>
<tr><td>秋田県
山形県
福島県</td><td>佐野ＳＡ、蓮田ＳＡ、守谷ＳＡ、
千葉県柏の葉公園</td><td>千葉県</td></tr>
<tr><td>関東</td><td>新潟県</td><td>約 420 人</td><td>約 115 台</td><td>上里ＳＡ、高坂ＳＡ、菖蒲ＰＡ、
蓮田ＳＡ、埼玉スタジアム</td><td>埼玉県</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中部</td><td>富山県
石川県
福井県</td><td rowspan="3">約 1,830 人</td><td rowspan="3">約 470 台</td><td>上里ＳＡ、高坂ＳＡ、菖蒲ＰＡ、
蓮田ＳＡ、三芳ＰＡ、新倉ＰＡ、
埼玉スタジアム</td><td>埼玉県</td></tr>
<tr><td>愛知県</td><td>足柄ＳＡ、海老名ＳＡ、港北ＰＡ、
談合坂ＳＡ、石川ＰＡ、
東京都立川地域防災センター</td><td>東京都</td></tr>
<tr><td>岐阜県
三重県</td><td>足柄ＳＡ、談合坂ＳＡ、厚木ＰＡ、
神奈川県総合防災センター</td><td>神奈川県</td></tr>
<tr><td rowspan="2">近畿</td><td>大阪府</td><td rowspan="2">約 3,400 人</td><td rowspan="2">約 860 台</td><td>足柄ＳＡ、海老名ＳＡ、港北ＰＡ、
談合坂ＳＡ、石川ＰＡ、
東京都立川地域防災センター</td><td>東京都</td></tr>
<tr><td>滋賀県
京都府
兵庫県
奈良県
和歌山県</td><td>足柄ＳＡ、談合坂ＳＡ、厚木ＰＡ、
神奈川県総合防災センター</td><td>神奈川県</td></tr>
</table>

区分	部隊の所在地		規模（人）	車両数（台）	進出目標（進出拠点）	派遣先都県
	管区	道府県				
想定上、被害のない37道府県	中国四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	約1,930人	約500台	足柄ＳＡ、海老名ＳＡ、港北ＰＡ、 談合坂ＳＡ、石川ＰＡ、 東京都立川地域防災センター	東京都
	九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	約2,200人	約560台	足柄ＳＡ、海老名ＳＡ、港北ＰＡ、 談合坂ＳＡ、石川ＰＡ、 東京都立川地域防災センター	東京都
		沖縄県			足柄ＳＡ、談合坂ＳＡ、厚木ＰＡ、 神奈川県総合防災センター	神奈川県
首都直下地震緊急対策区域を管轄する６県	関東	茨城県 栃木県 群馬県 山梨県 長野県 静岡県	約1,700人	約430台	被害状況に応じて、被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定	

（２）消防庁

① 活動内容

ア 緊急消防援助隊は、情報収集、避難誘導、消火・延焼防止、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送等を行う。

② 部隊の運用

ア 消防庁は、甚大な被害を受ける可能性が高いと見込まれる１都３県を除く43道府県について、首都直下地震発生後、直ちに当該道府県における緊急消防援助隊の出動可能状況を確認し、出動可能な全部隊に対して進出拠点へ出動を指示する。

イ 緊急消防援助隊の最大出動規模、応援先等は、下表のとおりであるが、被害状況等に応じて、柔軟に変更するものとする。

＜緊急消防援助隊の最大出動規模、応援先等＞

区分	隊の所在地		最大出動規模※1		進出目標（進出拠点）	応援先
	地域	都道府県	隊員数（人）	隊数（隊）		
首都直下地震緊急対策区域を含まない道府県	北海道	北海道	約 1,510	約 390	佐野 SA 上り、守谷 SA 上り、三芳 PA 上り	東京都
	東北地方	青森県	約 450	約 120	佐野 SA 上り	
		岩手県	約 390	約 100		埼玉県
		宮城県	約 500	約 140	酒々井 PA 上り	千葉県
		秋田県	約 380	約 100	佐野 SA 上り	埼玉県
		山形県	約 290	約 80		東京都
		福島県	約 520	約 130		埼玉県
	中部地方	新潟県	約 680	約 170	高坂 SA 上り	東京都
		富山県	約 360	約 90	三芳 PA 上り	埼玉県
		石川県	約 320	約 90	高坂 SA 上り	東京都
		福井県	約 280	約 70		
		岐阜県	約 530	約 140	海老名 SA 上り	神奈川県
		愛知県	約 1,280	約 320		
		三重県	約 420	約 120	足柄 SA 上り	東京都
	近畿地方	滋賀県	約 260	約 70		
		京都府	約 490	約 120		
		大阪府	約 1,170	約 320	三芳 PA 上り	埼玉県
		兵庫県	約 930	約 260	足柄 SA 上り	東京都
		奈良県	約 310	約 80		
		和歌山県	約 290	約 80		
	中国地方	鳥取県	約 190	約 50		
		島根県	約 270	約 70	海老名 SA 上り	神奈川県
		岡山県	約 500	約 130	市原 SA 上り	千葉県
		広島県	約 670	約 180	足柄 SA 上り	東京都
		山口県	約 380	約 100	海老名 SA 上り	神奈川県
	四国地方	徳島県	約 270	約 70		
		香川県	約 250	約 70		
		愛媛県	約 360	約 100		
		高知県	約 260	約 70		
	九州地方	福岡県	約 790	約 210	足柄 SA 上り	東京都
		佐賀県	約 210	約 60		
		長崎県	約 340	約 90		
		熊本県	約 460	約 120		
		大分県	約 310	約 80		
		宮崎県	約 220	約 60		
		鹿児島県	約 390	約 110		
		沖縄県	約 280	約 70		
	小計		約 17,510	約 4,630		
首都直下地震緊急対策区域を含む県	関東地方	茨城県	約 750	約 190	酒々井 PA 上り	千葉県
		栃木県	約 450	約 110	蓮田 SA 上り	東京都
		群馬県	約 400	約 110	三芳 PA 上り	埼玉県
	中部地方	山梨県	約 240	約 70	石川 PA 上り	東京都
		長野県	約 540	約 140	三芳 PA 上り	
		静岡県	約 770	約 190	海老名 SA 上り	神奈川県
	小計		約 3,150	約 810		
合計			約 20,660	約 5,440		

※１　令和６年４月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

③ 部隊の出動

ア 出動の指示を受けた各道府県の緊急消防援助隊のうち、統合機動部隊[16]及び指揮支援部隊[17]は、指示後約１時間以内に出動し、その他の隊は、出動準備が整い次第、直ちに出動するものとする。

（３）防衛省

① 活動内容

ア 自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

② 部隊の運用

ア 被災地以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

防衛省は、首都直下地震発生後、速やかに進出拠点に向けて被災地以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。

イ 被災地に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

被災地に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、地震発生後、速やかに被災状況を確認するとともに、救助活動等を実施する。なお、被害が確認されなかった地域に所在する災害派遣部隊は、速やかに、被害が確認された地域に向けて進出し、救助活動等を実施する。

ウ 自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりである。

[16] 統合機動部隊とは、災害発生後、迅速に先遣出動し、後続する部隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする隊をいう。

[17] 指揮支援部隊とは、ヘリコプター等で被災地（都道府県庁等）に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官、都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする隊をいう。

＜自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先＞

区分	規模（人）	進出目標（進出拠点）
陸上自衛隊	約 78,000	陸上自衛隊勝田駐屯地（茨城県ひたちなか市） 陸上自衛隊古河駐屯地（茨城県古河市） 陸上自衛隊土浦駐屯地（茨城県阿見町） 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地（茨城県土浦市） 陸上自衛隊宇都宮駐屯地（栃木県宇都宮市） 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地（栃木県宇都宮市） 陸上自衛隊相馬原駐屯地（群馬県榛東村） 陸上自衛隊大宮駐屯地（埼玉県さいたま市） 陸上自衛隊下志津駐屯地（千葉県千葉市） 陸上自衛隊朝霞駐屯地（東京都練馬区） 陸上自衛隊立川駐屯地（東京都立川市） 陸上自衛隊座間駐屯地（神奈川県相模原市） 陸上自衛隊北富士駐屯地（山梨県忍野村） 陸上自衛隊板妻駐屯地（静岡県御殿場市） 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地（静岡県御殿場市） 陸上自衛隊駒門駐屯地（静岡県御殿場市） 陸上自衛隊富士駐屯地（静岡県小山町） 海上自衛隊下総航空基地（千葉県柏市） 海上自衛隊厚木航空基地（神奈川県綾瀬市） 航空自衛隊百里基地（茨城県小美玉市） 航空自衛隊入間基地（埼玉県入間市） 航空自衛隊熊谷基地（埼玉県熊谷市） 国営常陸海浜公園（茨城県ひたちなか市） ※被災地に所在する部隊は、被害が確認された地域に向けて進出
海上自衛隊	約 17,000	各海自基地を拠点として活動
航空自衛隊	約 11,000	各空自基地を拠点として活動

（４）国土交通省

① 活動内容

ア 国土交通省 TEC-FORCE は、人命救助を最優先に、防災関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援等のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、施設・設備等の二次災害防止対策、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設・港湾施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等を行う。

② 部隊の運用

ア 発災直後は、受援地整等が中心となり、被災した首都地域に対して最大限の国土交通省 TEC-FORCE を動員して、災害応急対策活動を開始する。

イ 応援地整等の国土交通省 TEC-FORCE が到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮命令の下、受援地整等と応援地整等の国土交通省 TEC-FORCE が一体となって、被災地を支援する活動を迅速に行う。

ウ 国土交通省 TEC-FORCE の派遣規模及び派遣先は、以下のとおりであるが、被災状況や初動派遣に時間を要する遠隔地整等特有の状況に応じて、その規模や派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

エ　なお、部隊の運用にあたっては、首都直下地震に関する既存計画等を踏まえたものとする。

＜国土交通省 TEC-FORCE 隊員の最大派遣規模、進出目標等＞

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">部隊の所在地</th><th rowspan="2">最大派遣規模
（人）</th><th colspan="2">進出目標（進出拠点）</th><th rowspan="2">派遣予定先</th></tr>
<tr><th>発災後 48 時間以内</th><th>発災後 48 時間以降</th></tr>
<tr><td rowspan="9">（応援地整等）</td><td>北海道開発局</td><td>約 380 人</td><td>東北自動車道・羽生ＰＡ
関越自動車道・高坂ＳＡ</td><td rowspan="8">国土交通大学校
日本大学・大宮キャンパス
関東技術事務所
国土技術政策総合研究所（横須賀第二庁舎）</td><td rowspan="8">関東地方整備局</td></tr>
<tr><td>東北地方整備局</td><td>約 290 人</td><td>常磐自動車道・谷田部東ＰＡ
東関東自動車道・酒々井ＰＡ</td></tr>
<tr><td>北陸地方整備局</td><td>約 190 人</td><td>東北自動車道・羽生ＰＡ
関越自動車道・高坂ＳＡ</td></tr>
<tr><td>中部地方整備局</td><td>約 210 人</td><td>中央自動車道・談合坂ＳＡ
東名高速道路・足柄ＳＡ</td></tr>
<tr><td>近畿地方整備局</td><td>約 220 人</td><td>中央自動車道・談合坂ＳＡ
東名高速道路・足柄ＰＡ</td></tr>
<tr><td>中国地方整備局</td><td>約 170 人</td><td>中央自動車道・談合坂ＳＡ
東名高速道路・足柄ＳＡ</td></tr>
<tr><td>四国地方整備局</td><td>約 120 人</td><td>中央自動車道・談合坂ＳＡ
東名高速道路・足柄ＳＡ</td></tr>
<tr><td>九州地方整備局</td><td>約 290 人</td><td>中央自動車道・談合坂ＳＡ
東名高速道路・足柄ＳＡ</td></tr>
<tr><td>北海道・東北・北陸信越・中部・近畿・中国・四国・九州運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局</td><td>約 70 人</td><td colspan="2">※応援する運輸局等は、関東運輸局に向け進出（状況により国土交通大学校柏研修センターに進出）。大阪航空局は被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。</td><td>関東運輸局、東京航空局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（受援地整等）</td><td>関東地方整備局</td><td>約 400 人</td><td colspan="3" rowspan="2">※被災状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定。東京航空局は、被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。</td></tr>
<tr><td>関東運輸局、東京航空局</td><td>約 20 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>約 2,360 人</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※　排水活動及び災害対策用船舶に係る隊員は、排水ポンプ車、災害対策用船舶等に併せて派遣するため、上表と一致しない場合がある。

第４章　医療活動に係る計画

１．趣旨

（１）首都直下地震では、建物倒壊、火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、被災地である１都３県の区域内の医療ニーズが急激に増大すると想定される。
一方、当該区域には、高度の診療機能を有し、耐震構造の施設、必要な設備・備蓄を備えた災害拠点病院が 168 病院（令和７年４月現在　全国 783 病院の２割超）存在するなど多くの医療機関が集積しており、これらの医療資源を最大限活用する必要がある。

（２）このため、全国から、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に行い、膨大な医療ニーズに対応できるよう、災害拠点病院を中心に被災地内の医療体制を確保する必要がある。あわせて、被災地内の地域医療搬送を支援するとともに、被災地内で対応が困難な患者を被災地外に搬送し、治療する広域医療搬送を実施する必要がある。これらの実施手順及び各防災関係機関の役割を定める。

（３）また、避難所等において、高齢者や障害者、子ども等における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次災害を防止するため、福祉ニーズに的確に対応できる支援体制を確保する必要がある。あわせて、女性や子ども等に対する性暴力等の発生を防止するため、安全に配慮するよう努めるものとする。

２．国、都道府県の役割

（１）被災都県の役割

① 被災都県の災害対策本部内又は庁内に、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部等を設置する。また、保健医療福祉調整本部に被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーター[18]、統括ＤＨＥＡＴ[19]及び災害時小児周

[18] 災害医療コーディネーター：災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療福祉活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者。都道府県に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村に配置される者を地域災害医療コーディネーターという。

[19] 統括 DHEAT：都道府県の保健医療福祉調整本部の機能の強化並びに被災保健所等との連携の強化を行う者で、専門的な研修・訓練を受けた都道府県から任命されたもの（公衆衛生医師等）をいう（兼務可）。災害時の統括 DHEAT は、被災都道府県の統括 DHEAT が任務に当たる。

産期リエゾン[20]を配置する。
また、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等の応援のために必要があると認めるときは、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ[21]）の応援要請を行う。

② 医療機関に対し、ＤＭＡＴ等の派遣を要請する。また、必要に応じて非被災道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等に対し、ＤＭＡＴ等の派遣を要請する。

③ ＤＭＡＴ等の医療活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）を確保し、迅速に必要な資器材を準備し設営するなど、各活動場所の運営を行う。また、参集拠点についても同様とする。なお、航空搬送拠点については、確保結果を緊急災害対策本部に報告する。

④ 厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、区域外の医療施設における広域後方医療活動[22]を要請する。

⑤ ＥＭＩＳ[23]等を用いて、医療機関の状況を把握し、その医療活動の継続、患者等の避難に必要な支援を行う。

⑥ 医薬品等が円滑に供給されるよう、関係業界団体とあらかじめ協定を結ぶなど、大規模地震発生時に備えた対応に努めるものとする。

⑦ 広域後方医療活動の実施に必要な措置を現地対策本部に要請する。

⑧ 被災都県内の医療機関から航空搬送拠点までの患者等の輸送を実施する。

⑨ 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などについて市町村から必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、非被災道府県に対して公衆衛生医師、保健師、管理栄養士、薬剤師等の応援派遣の要請を行い、又は厚生労働省に対して、応援派遣の調整に関する要請を行い、受け入れに向けた連絡調整等を派遣元地方公共団体や市町村と行う。

⑩ 被害が比較的軽微な都県は、甚大な被害が生じている都県に対して可能な範囲で各種支援を行う。

（２）国の役割

① 緊急災害対策本部

ア 厚生労働省、文部科学省、防衛省[24]、日本赤十字社、国立病院機構等の行うＤＭＡＴ等の派遣、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁の行うＤＭＡ

---

[20] 災害時小児周産期リエゾン：災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者。

[21] ＤＨＥＡＴ（Disaster Health Emergency Assistance Team）：災害時健康危機管理支援チーム。災害発生時に被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム。

[22] 広域後方医療活動：被災地外において被災地の患者を受入れて行う医療活動。

[23] ＥＭＩＳ（Emergency Medical Information System）：広域災害救急医療情報システム。災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供する情報システム。

[24] 防衛省：防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院を指す。

Ｔ等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。

イ　被災都県の要請に基づき、広域医療搬送の実施を決定する。ただし、当分の間、被災都県の要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、広域医療搬送の実施を決定する。

ウ　広域後方医療施設[25]の選定や搬送手段を踏まえ、非被災道府県における航空搬送拠点を選定する。

② 現地対策本部

ア　被災都県からの要望について取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。

イ　航空搬送拠点の確保等について、必要に応じて、都道府県、指定地方行政機関等との調整を行う。

ウ　大規模地震発生直後における医療活動の空白、偏在を把握し、必要に応じて、医療活動のための輸送に関する調整等を行う。

エ　被災都県内における広域医療搬送が必要な患者等の発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。

３．発災直後のＤＭＡＴ派遣

（１）ＤＭＡＴの派遣要請

① 発災直後、全てのＤＭＡＴ指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本ＤＭＡＴ活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、ＤＭＡＴ派遣のための待機を行う。

② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は非被災道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、甚大な被害が想定される１都３県と連携の上、当該都県へのＤＭＡＴ派遣を要請する。当該要請に基づくＤＭＡＴ派遣は、派遣先の都県が要請を行ったものとみなす。

参考）ＤＭＡＴ数[26]（令和７年４月１日現在）

・全国のＤＭＡＴ数：1,840 チーム
　うち１都３県：255 チーム
　うち 43 道府県：1,585 チーム
・実際の派遣チーム数は、各ＤＭＡＴが所属する医療機関の業務の状況による。

（２）ＤＭＡＴの参集

① 参集拠点候補地

ア　厚生労働省ＤＭＡＴ事務局は、被害状況に応じ、厚生労働省を通じて緊急災害対策本部と調整の上、下記②、③の参集拠点候補地を適宜修正し、ＤＭＡＴの派遣要請の際に具体的に指示する。

イ　緊急災害対策本部は、上記指示に併せて、自衛隊等の防災関係機関の航空機の

[25] 広域後方医療施設：被災地外において広域後方医療活動を行う医療機関（SCU、災害拠点病院等）。

[26] ＤＭＡＴ数：「日本ＤＭＡＴ活動要領」において、ＤＭＡＴ１隊の構成は、医師１名、看護師２名、業務調整員１名の４名を基本とすることとされている。

確保の調整、空港管理者への協力要請を行う。また、必要に応じ民間航空会社への協力要請を行う。

② 陸路参集

ア ＤＭＡＴは、被災地における機動的な移動のため、車両による陸路参集を原則とする。

イ 自らの所在する被災都県内に派遣されるＤＭＡＴ及び被災地に隣接する県から派遣されるＤＭＡＴは、原則として災害拠点病院に直接参集する。

ウ 県境を越えて陸路参集するＤＭＡＴの参集拠点候補地は以下のとおりとする。

（別図４－１　ＤＭＡＴ陸路参集のイメージ参照）

高速道路名	参集拠点候補地	管理者
東北自動車道	佐野ＳＡ（栃木県佐野市） 蓮田ＳＡ（埼玉県蓮田市）	東日本高速道路(株)
常磐自動車道	守谷ＳＡ（茨城県守谷市）	東日本高速道路(株)
東関東自動車道	酒々井ＰＡ（千葉県酒々井町）	東日本高速道路(株)
関越自動車道	高坂ＳＡ（埼玉県東松山市）	東日本高速道路(株)
中央自動車道	談合坂ＳＡ（山梨県上野原市）	中日本高速道路(株)
東名高速道路	足柄ＳＡ（静岡県御殿場市）	中日本高速道路(株)

③ 空路参集

ア 北海道、中国地方、四国地方、九州地方など遠隔地に所在するＤＭＡＴが空路参集する場合の参集拠点候補地は以下のとおりとする。

地方	参集拠点候補地	派遣要請対象チーム数 （令和７年４月１日現在）
北海道	新千歳空港 航空自衛隊千歳基地	62 チーム：北海道
中国	美保飛行場（航空自衛隊美保基地） 岡山空港 広島空港	127 チーム：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	高松空港	146 チーム：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡空港 熊本空港（陸上自衛隊高遊原分屯地）	279 チーム：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

イ 空路で参集するＤＭＡＴの１都３県内の参集拠点候補地は以下のとおりとする。

参集拠点候補地	所在都県	管理者
航空自衛隊入間基地	埼玉県（入間市）	防衛省
成田国際空港	千葉県（成田市）	成田国際空港(株)

海上自衛隊下総航空基地	千葉県（柏市）	防衛省
東京国際空港（羽田空港）	東京都（大田区）	国土交通省
海上自衛隊厚木航空基地	神奈川県（大和市、綾瀬市）	防衛省

④ 参集拠点におけるロジスティクス支援

ア 厚生労働省ＤＭＡＴ事務局は、具体計画に基づくＤＭＡＴ派遣が行われた場合には、参集拠点（上記②ウ、③イ）が所在する都県と連携しながら、当該参集拠点に参集したＤＭＡＴの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行うロジスティックチームを参集拠点に速やかに配置する。特に空路参集拠点（上記③イ）においては、空路で参集したＤＭＡＴが、具体的な活動場所までの移動手段を確保できるよう留意する。

イ 被災地内の各参集拠点の管理者は、上記ロジスティックチームの配置のほか、ＤＭＡＴによる車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

（３）ＤＭＡＴへの任務付与及び指揮

① 厚生労働省ＤＭＡＴ事務局は、被害状況の共有など被災都県と連携し、（２）により各参集拠点に参集したＤＭＡＴに対し、具体的な派遣先都県を指示する。

② 被災都県の災害対策本部内に設置されるＤＭＡＴ都県調整本部[27]は、当該都県に派遣されたＤＭＡＴを指揮する。

③ 被災都県のＤＭＡＴ都県調整本部、ＤＭＡＴ活動拠点本部[28]は、当該都県における具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。

④ 被災都県は、被害状況に応じて各二次保健医療圏等の単位での災害時医療活動を円滑に行えるよう、ＤＭＡＴ都県調整本部を補完するＤＭＡＴ活動拠点本部を、発災後、必要な箇所に速やかに設置する。

＜（参考例）東京都のＤＭＡＴ活動拠点本部候補地＞

ＤＭＡＴ活動拠点本部候補地	二次保健医療圏
日本医科大学付属病院	区中央部
東邦大学医療センター大森病院	区南部
東京都立広尾病院	区西南部
東京医科大学病院	区西部
帝京大学医学部附属病院	区西北部
東京女子医科大学附属足立医療センター	区東北部
東京都立墨東病院	区東部
市立青梅総合医療センター	西多摩

[27] ＤＭＡＴ都県調整本部：「日本ＤＭＡＴ活動要領」において、都道府県は、災害時に被災地内のＤＭＡＴに対する指揮、関係機関との活動調整を行う組織として、当該都道府県の災害対策本部内にＤＭＡＴ都道府県調整本部を設置することとしている。

[28] ＤＭＡＴ活動拠点本部：「日本ＤＭＡＴ活動要領」において、ＤＭＡＴ都道府県調整本部は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数個所のＤＭＡＴ活動拠点本部を設置し、管内のＤＭＡＴ活動方針の策定、参集したＤＭＡＴの指揮及び調整を行わせることとしている。

東京医科大学八王子医療センター	南多摩
国立病院機構災害医療センター	北多摩西部
東京都立多摩・小児総合医療センター	北多摩南部
公立昭和病院	北多摩北部

⑤ ＤＭＡＴの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、ＳＣＵ[29]活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行う。

⑥ 被災都県のＤＭＡＴ都県調整本部と消防応援活動調整本部[30]は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針及びメディカルコントロールに係わる事項等[31]を共有し、医療搬送、現場活動等の密な連携を図る。

４．被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復

（１） 被災都県は、災害拠点病院等をはじめ、当該都県内の全病院の被災状況及び病院支援の必要性について、ＥＭＩＳ等を用いて情報収集し、厚生労働省等と情報共有する。

（２） 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構は、被災地の医療機関における医療活動に関して、患者の受入れを要請するとともに次の措置をとる。

① 医師、看護師、業務調整員等の医療要員の参集
② 医薬品、医療資器材等の確保
③ 病院建物、医療機器の被害の応急復旧
④ 水道、電気、ガス等のライフラインの被害の応急復旧に関して、第６章に定めるライフライン施設関係省庁への要請

（３） 被災都県は、被災地において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するために、必要なＤＭＡＴ等の人材、物資・燃料を供給する。供給が困難な場合、被災都県は現地対策本部を通じて支援を要請する。

（４） 医薬品、医療資器材等の輸送については、調達依頼を受けた事業者等が自ら医療機関までの輸送手段を確保することを原則とする。なお、自ら輸送手段を確保できない場合は、「第５章　物資調達に係る計画」に定めるところに準ずる。

---

[29] ＳＣＵ（Staging Care Unit）：航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

[30] 消防応援活動調整本部：一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部を設置するものとされている。（消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の２）

[31] メディカルコントロールに係わる事項等：救急隊が救急活動時に使用するプロトコル、災害時に特定行為の指示を受ける体制、傷病者の搬送先選定の調整方法等のこと。

（５） 被災地内の医療機関は、施設、設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ＥＭＩＳ等を用いて自施設の被害状況を報告し、ライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行うものとする。

（６） 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、ＥＭＩＳ等を用いて相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。被災地内の災害拠点病院は、応急用資器材の貸し出し等、被災地内の他の医療機関に対し必要な支援を行う。

（７） ＤＭＡＴの活動に必要な移動は、原則、車両による自力移動とする。被災都県は、陸路による移動が困難な場合、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）及びドクターヘリと調整し、空路移動を支援する。

（８） 倒壊等により機能維持が困難なため、病院避難が必要と病院管理者が判断し、被災都県へ報告があった場合、当該都県は、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、当該都県は現地対策本部を通じて支援を要請する。

５.「災害拠点病院」機能の最大限の活用

（１） 首都直下地震で被害が想定される１都３県の区域は、災害拠点病院が 164 病院存在するなど医療機関が多数集積した地域であり、発災時には、その医療機能を最大限に活用する必要がある。そのため、以下のような考え方に基づき、被災地内外の医療機関、災害拠点病院と他の医療機関等との役割分担を行うことにより、被災地内の災害拠点病院が重症患者の収容・治療に注力できるような体制を構築する。

① 被災地内の災害拠点病院は、応援のＤＭＡＴを受入れ、重症患者の収容・救命治療を行う。そのため、発災後は、中等症以下の入院患者の転院等により、重症患者の収容に対応できる病床確保、医療従事者などの体制確保に努めることとする。

② 災害拠点病院以外の被災地内医療機関は、中等症患者の収容・治療を行う。

③ 被災地方公共団体は、必要に応じ、災害拠点病院の負担軽減・本来の機能確保のため、臨時の医療救護所等[32]を開設し、軽症患者の治療を行う体制を構築する。

④ 被災地外の災害拠点病院は、容態の安定した重症患者の収容・治療を行う。また、災害拠点病院以外の医療機関は、被災地内の中等症以下の入院患者の転院収容への対応等を行う。

６．医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

（１）広域医療搬送・地域医療搬送の定義

① 広域医療搬送

[32] 臨時の医療救護所等：東京都災害時医療救護活動ガイドラインでは、中等症者・重症者に対する災害拠点病院等の診療機能を確保するため、都内区市町村は、災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置し、病院前トリアージを実施して軽症者に対する治療、必要に応じて中等症者、重症者に対する搬送までの応急処置を行うこととしている。

ア　国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

② 地域医療搬送

ア　被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

（２）患者搬送の考え方

① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。

② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一都県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。

③ 搬送手段については、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

（３）航空搬送拠点

① 被災都県による航空搬送拠点の確保・ＳＣＵの設置

ア　被災都県は、発災後、当該都県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、ＳＣＵを設置する。その際の候補地は下表のとおりとする。

都県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	回転翼機
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）		○
	東京国際空港（羽田空港）	○	○
	陸上自衛隊立川駐屯地		○
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○

② 被災地内の航空搬送拠点・ＳＣＵの機能

ア　上記①の被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をＳＣＵにて受入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災都県は、このために必要なＤＭＡＴその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。

イ　都心南部直下地震の場合、航空自衛隊入間基地、海上自衛隊下総航空基地、陸上自衛隊立川駐屯地の周辺地域は、比較的被害が少なく、周辺医療機関が機能

している可能性が高い。

こうしたケースでは、被災都県は、これらの航空搬送拠点・ＳＣＵについて、上記アのように広域医療搬送適応患者を受入れるだけでなく、いわゆる「花巻型ＳＣＵ」[33]として、災害現場、被害が甚大な地域の病院からの患者を直接、受入れることも想定する。このため、こうした航空搬送拠点・ＳＣＵには、患者の一時収容機能に加え、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。

③ 被災地外の航空搬送拠点・ＳＣＵの確保及び広域後方医療活動

ア 非被災道府県は、緊急災害対策本部との調整に基づき、被災地外の航空搬送拠点を速やかに確保し、ＳＣＵを設置する。（別表４　被災地外の航空搬送拠点候補地）

イ 非被災道府県は、航空搬送拠点・ＳＣＵから広域後方医療施設への地域医療搬送を行う。

④ ＳＣＵの医療機能強化

都心南部直下地震における東京国際空港（羽田空港）など被害が甚大な地域の航空搬送拠点・ＳＣＵには、多数の重症患者が搬送されてくることが想定されるため、こうした航空搬送拠点・ＳＣＵにおいては、収容能力の拡大、簡易な手術機能を備えるなど医療機能を強化することが必要と考えられる。

このため、今後、国において都道府県と連携して、ＳＣＵの医療機能強化に必要な医療資器材・医薬品、それらをまとめた医療モジュールの開発・整備について検討を進めることとする。

また、沿岸部の航空搬送拠点・ＳＣＵについては、政府艦船を至近に着岸又は洋上に停泊させ、ＤＭＡＴ等と連携して当該航空搬送拠点・ＳＣＵの補完として活用することを考慮する。

[33] 「花巻型ＳＣＵ」：東日本大震災では、３月 12 日～16 日に被害が比較的軽微であった花巻空港にＳＣＵが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

＜首都直下地震における重症患者の医療搬送の流れ（概念図）＞

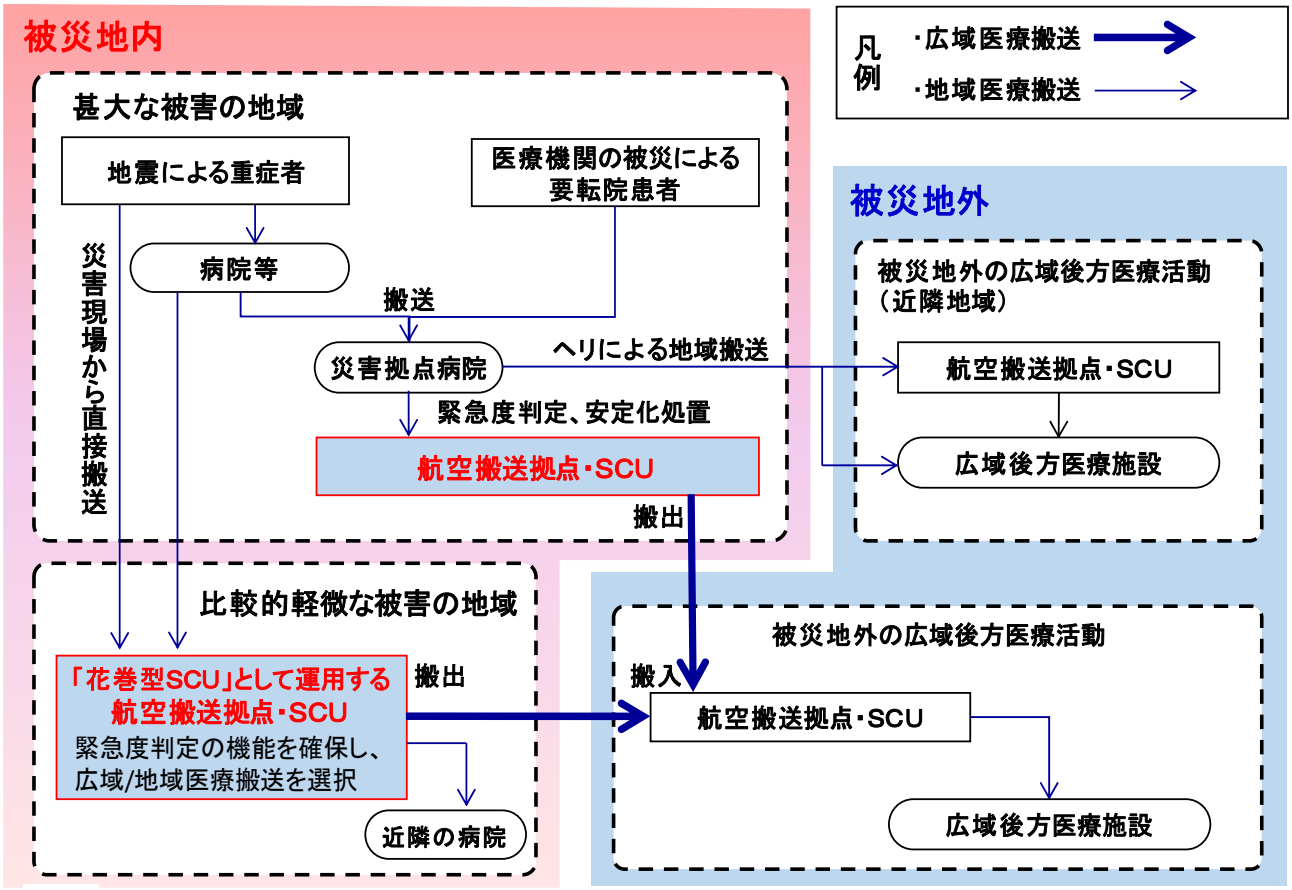

＜例：都心南部直下地震における患者搬送イメージ[34]＞

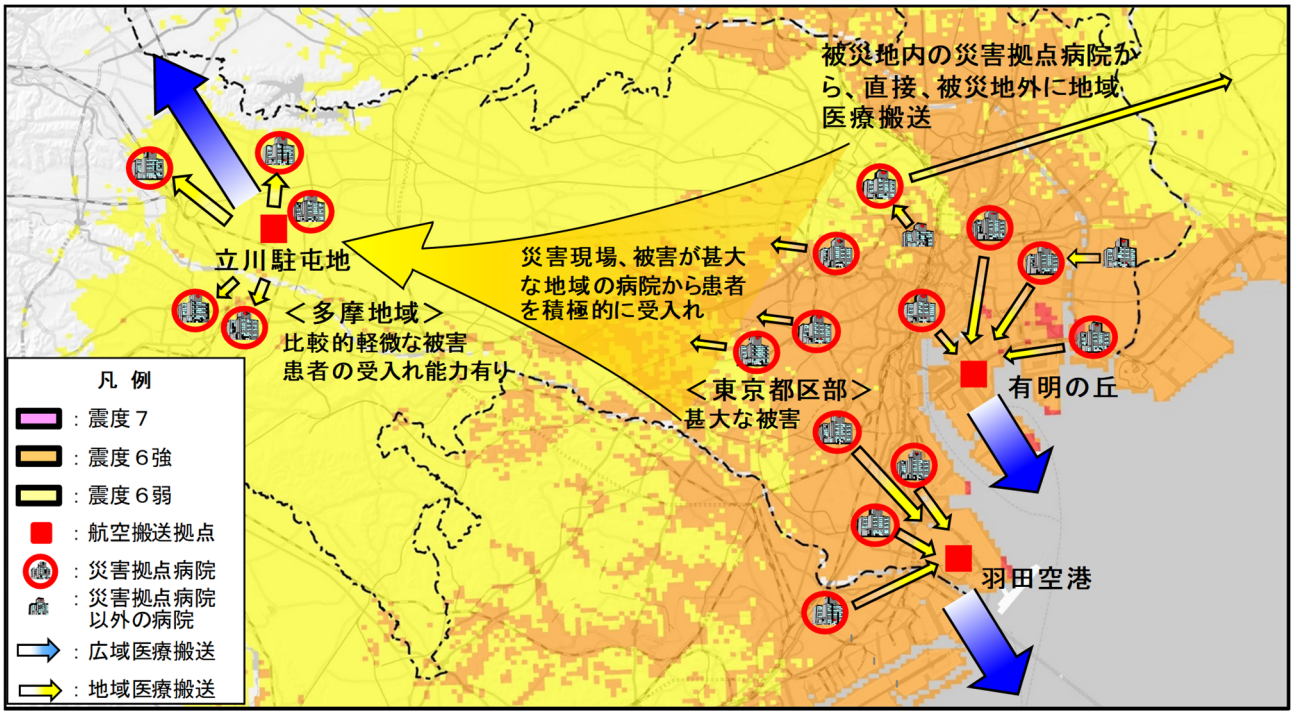

[34] 図に表示されている震度は、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「【別添資料 4】首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成 25 年 12 月）の【別添資料４】首都直下のＭ７クラスの地震及び相模トラフ沿いのＭ８クラスの地震等の関する図表集「図 11 都心南部直下地震（プレート内）の震度分布」に基づく。

（４）広域医療搬送

① 対象患者

広域医療搬送は、次に示す患者を例として、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少なく、人材や物資等のリソースを多く必要とするため、被災地外で治療を行う方が望ましい傷病者を対象として行う。

ア 集中治療管理が必要な病態、手術など侵襲的な処置が必要な内因性病態

イ 頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者

ウ 根本治療のために長時間の手術等の整った設備を必要とする患者

エ クラッシュ症候群や慢性腎臓病等により定期的な多量の水を用いる人工透析を必要とする患者

オ 熱傷患者等、感染予防のための徹底的な衛生管理や洗浄、大量補液等を必要する患者

② 広域医療搬送の実施手順

ア 緊急災害対策本部は、被災状況、被災地内外の医療体制・搬送体制等を踏まえ、都道府県、現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外の航空搬送拠点を決定し、防災関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。（別図４－２　各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係）

（※自衛隊の固定翼輸送機は１機で最大８名、大型回転翼機は１機で最大４名の重症患者を搬送できることに留意）

イ 広域医療搬送の実施にあたっては、都道府県、自衛隊、消防機関等は、必要に応じ、上記の航空搬送拠点に連絡要員等を配置する。

（５）地域医療搬送

① 被災都県の災害対策本部は、医療搬送等が円滑に実施できるように、被災市町村の災害対策本部、消防本部など搬送を担う各機関とＥＭＩＳ等を活用して、受入れが可能な病院等とメディカルコントロールに係わる事項等の必要な情報を共有し、調整を行う。

② 被災都県の災害対策本部は、地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者、福祉タクシー、大型バス等の民間企業の協力を得て、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する体制を構築する。

③ ドクターヘリの運用

ア 被災地内の１都３県のドクターヘリは、各都県又は各ドクターヘリ基地病院に定められた運航要領に沿って運用する。

イ 非被災道府県は、厚生労働省、被災都県からの要請に基づき、地域の実情に合わせて、ドクターヘリを被災都県が指定した被災地内のドクターヘリ参集拠点に派遣する。派遣されたドクターヘリは、被災都県の災害対策本部の指揮の下、情報提供及び後方支援を受け、主に地域医療搬送に従事する。

ウ 被災都県の災害対策本部は、航空運用調整班において、ドクターヘリを含め、

防災関係機関のヘリコプターの安全・円滑な運用のための運航調整を行う。

エ　非被災道府県のドクターヘリの第１陣は、迅速な活動のため、被災地から300㎞圏内を基準とし、非被災道府県が、地域の実情に合わせて派遣を行う。また、被災状況に応じて、第２陣、第３陣を全国から派遣する。

④　ヘリコプターによる地域医療搬送

ヘリコプターによる地域医療搬送は、下記ア・イのほか、広域医療搬送を補完する観点から、ウのケースも考慮して行う。

被災地方公共団体は、これらの搬送の発着点となる災害拠点病院等の至近に、発災後速やかにヘリコプター離着陸場を確保できるよう、事前に調整しておく。

ア　災害現場、航空機用救助活動拠点[35]から被災地内の災害拠点病院までの搬送

イ　災害拠点病院等から被災地内の航空搬送拠点・ＳＣＵ（上記（３）①）までの搬送

ウ　被災地内の災害拠点病院から、直接、被災地外（災害拠点病院、航空搬送拠点・ＳＣＵ）に搬出する搬送

７．ＤＭＡＴ以外の医療チームの活動

（１）　ＤＭＡＴによる活動と並行して、また、ＤＭＡＴ活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ[36]）、日本赤十字社、国立病院機構、地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所、避難所救護センターも含め、被災地における医療提供体制を確保・継続する。

（２）　被災都県が、災害による精神保健医療機能の低下等のため、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ[37]）の派遣を要請した場合は、厚生労働省及びＤＰＡＴ事務局は、この要請に基づき、非被災道府県等に対してＤＰＡＴの派遣調整等を行う。

（３）　被災道県が、災害による保健医療機能の低下等のため、災害支援ナースの派遣を要請した場合は、厚生労働省及び日本看護協会は、この要請に基づき、被災都府県等に対して災害支援ナースの派遣調整等を行う。

８．避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等

（１）　被災者に対する救護所等での医療や避難所等での健康管理だけでなく、福祉避難所における高齢者・障害者等への福祉サービスの提供も可能となるよう、被災都県及

---

[35] 航空機用救助活動拠点：大型回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね10ｈａ以上の敷地面積を有するもの。

[36] ＪＭＡＴ（Japan Medical Association Team）：日本医師会災害医療チーム。被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援する災害医療チーム。

[37] ＤＰＡＴ（Disaster Psychiatric Assistance Team）：災害派遣精神医療チーム。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動を支援する精神医療チーム。

び被災市町村の災害対策本部内、又は庁内に設置した保健医療福祉調整本部等において、必要な保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動の調整を行う。

（２） 被災都県は、当該都県内の保健所、保健所設置市又は特別区の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、ＤＨＥＡＴの応援要請を行う。

（３） 被災都県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ[38]）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。また、非被災道府県は、厚生労働省又は被災都県の要請に基づき、被災都県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の応援派遣を行うものとする。

（４） 被災地の医療機関の被災状況や医療チーム等の受入れ状況により、被災地内で十分な医療サービス等が受けられない場合には、必要に応じて、非被災道府県の医療機関等に患者等を搬送するものとする。この場合の搬送方法は６．に準じて行うものとする。

（５） 被災地方公共団体及び日本赤十字社は、生活環境の変化による高齢者等の心身の機能の低下、生活習慣病の悪化、心の問題等の健康上の課題が生じることが想定されることから、看護師、保健師、管理栄養士、福祉専門職等のチームによる個別訪問や巡回相談等の健康相談等が可能な体制を確保する。

（６） 地方公共団体は、感染症の発生に備え、防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携し、避難に係る役割分担等を検討し、適切な体制を確保する。

（７） 被災地方公共団体は、（６）の役割分担等を踏まえ、以下の感染症対策を適切に講じる。

① 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

② 避難所内の過密状態を防ぐため、避難所における一人当たりのスペースを確保するほか、パーティション、テント等の飛沫感染を防ぐための物資を活用するなど、適切な避難所レイアウトを行うよう努めるものとする。

[38] ＤＷＡＴ（Disaster Welfare Assistance Team）：災害派遣福祉チーム。災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、災害時要配慮者に対する福祉支援を行うチーム。

③ 感染者、濃厚接触者又は発熱等により感染の疑いのある者が確認された場合には、避難所から病院への搬送や一般避難者とは別の専用スペースを用意する等適切な対応を図るよう努めるものとする。

④ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ[39]）等の派遣を迅速に要請するものとする。

（８） 被災地方公共団体は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。また、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生の防止や、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努めるものとする[40]。

[39] ＤＩＣＴ（Disaster Infection Control Team）：災害時感染制御支援チーム。災害発生時に被災地の避難所等における感染症対策の支援に取り組む支援チーム。

[40] 内閣府では、避難所運営等について、市町村が実施すべき対応業務を取りまとめた「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」を別途作成している。

第５章　物資調達に係る計画

１．趣旨

（１）　首都直下地震では、被災地方公共団体、家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。

（２）　このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとする（以下「プッシュ型支援」という。）。その際、被災都県は、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（以下「プル型支援」という。）に切り替えるものとする。また、被災地における物資の供給体制が安定し、被災都県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに国から被災都県による体制に移行するものとする。国は、物資調達・供給の実施にあたっては、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。

（３）　本具体計画では、発災直後に行うプッシュ型支援をはじめとする国による物資調達・供給の内容及び手順を明らかとする。

２．対象となる被災都県

（１）　都心南部直下地震において、多数の避難者が見込まれ、家庭等の備蓄や公的備蓄だけでは食料等が不足すると見込まれる被災都県を対象とする。

３．プッシュ型支援による物資調達

（１）対象品目

①　緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省（以下「物資関係省庁」という。）がプッシュ型支援により被災都県に供給する品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の８品目（以下「基本８品目」という。）のほか、避難所における生活環境の確保等に配慮し、段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、冷暖房機器、衣類など、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。また、感染症が流行している状況下においては、マスク、手指消毒剤など感染予防に必要な支援物資に配慮する。なお、被災都県へのプッシュ型支援の具体的な標準対象品目は、別表５－４のとおりとし、災害に応じて対象品目以外でプッシュ型支援の対象となるものについては、内閣府は速やかに当該対象品目を関係省庁に周知する。

（２）実施手順

① 地方公共団体は、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係者間で共有することにより、備蓄物資の速やかな提供による被災者支援を行えるよう備える。

② 発災後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援の実施要否とその費用負担方法を決定し、物資関係省庁に対して、調整先（関係業界団体、関係事業者、地方公共団体）との連絡・調達体制を構築するとともに、供給可能量を確認するよう依頼する。

③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、被災都県における広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を被災都県に伝達する。

④ 緊急災害対策本部は、具体計画に定める必要量の調達を、物資関係省庁に要請する。緊急災害対策本部及び現地対策本部は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には、被災都県と調整の上、具体計画に定める必要量を修正する。

⑤ 基本８品目の調達及び供給は、それぞれ担当する物資関係省庁が調整先と調整して行う。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

⑥ 緊急災害対策本部は、調達した物資に関し、被災都県の各広域物資輸送拠点に対する配分量と到着予定日時について当該都県に情報共有する。

⑦ 国及び被災地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため新物資システム（B-PLo）を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール、ファクシミリ等の代替手段により対応する。

⑧ 関係省庁のリエゾンは、被災地の状況を踏まえ、被災市区町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努め

る。

（３）基本８品目の必要量

① 発災から３日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後３日目までに、必要となる物資が被災都県に届くよう調整する。

② プッシュ型支援の必要量は、発災後４日目から７日目までに必要となる量を見込む。具体的には、都心南部直下地震の被害想定による１週間の避難所避難者等の状況（都県ごとの最大値）を踏まえ、次頁の算出式により、別表５－１のとおり計画する。

③ 食料については、調理不要の食品を中心に、事態の進展に応じて調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。食料の調達・供給は、消費期限等を考慮し、原則として１日ごとの必要量をもって行う。

④ 毛布については、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。

⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から最大限の確保を行う。

＜調達するトイレの種類＞

名称	仕様	既設トイレのブース活用可否	梱包サイズ 重量
携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし、処分するタイプ。 電源と汲み取りを必要としない。	活用可能	※参考例（1 ケース 200 回分） 縦 360×横 570×高さ 460㎜ 約 13.0kg
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を貯留又は凝固するタイプ。ただし、貯留するタイプは別途処理が必要。 介護用のポータブルトイレも含む。 電源を必要とするタイプもある。 汲み取りを必要としない。	設置スペースを確保できれば活用可能。既設のトイレブース以外で使用する場合は、別途、囲いを確保するよう配慮するものとする。	※参考例（1 ケース 1 台分） 縦 390×横 385×高さ 145㎜ 約 2.6kg

＜８品目の必要量の算出式＞

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数[41]＋避難所外避難者数[42]）×一人１日当たり必要量３食
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数×一人当たり必要枚数２枚－被災地方公共団体備蓄量
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×０歳人口比率[43]×一人１日当たり必要量※×４日間 ※乳児用粉ミルクは 140g、乳児用液体ミルクは１リットル
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×０～２歳人口比率[43]×一人１日当たり必要量８枚×４日間
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×必要者割合 0.005[44]×一人１日当たり必要量８枚×４日間
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×上水道支障率[45]×一人１日当たり使用回数５回×４日間
トイレットペーパー	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×一人１日当たり必要量 0.18 巻[46]×４日間
生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	（避難所避難者数＋避難所外避難者数）×12～51 歳女性人口比率[43]×一人１期間（７日間）当たり必要量 30 枚×１／７[47]×１／４[48]×４日間

４．プル型支援による物資支援

（１） 被災都県は、自ら行う物資調達やプッシュ型支援による物資を勘案してもさらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、緊急災害対策本部を通じて発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、物資関係省庁に調達を要請する。

[41] 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難所に避難した者、断水又は停電により自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した者の合計
[42] 避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計
[43] 「０歳人口比率」、「０～２歳人口比率」及び「12～51 歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値
[44] 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの
[45] 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、都県ごとの断水人口の割合（断水率）
[46] トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
[47] 生理用品の算出式における「１／７」という係数は、生理期間における１日当たりの必要量を求めたもの
[48] 生理用品の算出式における「１／４」という係数は、生理期間を４週に１回と想定したもの

（２） 物資関係省庁は、上記（１）の要請に対応し、それぞれ担当する調整先と調整し、要請物資の調達・供給を行う。

① 消防庁は、要請に応じて飲料水（ペットボトル）、食料、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、ブルーシート、その他の生活必需品について地方公共団体の公的備蓄から確保できるよう地方公共団体と調整を行う。

② 農林水産省は、要請を受けて食料、飲料水（ペットボトル）、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク等の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。

③ 経済産業省は、要請を受けて携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、冷暖房機器のほか、衣類、作業用具類、ティッシュペーパーなどの生活用品類、洗剤、歯ブラシなどの洗面用具類、カセットこんろ、カートリッジボンベなどの食器・調理用具類の生活必需品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。

④ 厚生労働省は、要請を受けて、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品のほか、衛生用品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。

（３） 国及び被災地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため新物資システム（B-PLo）を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール、ファクシミリ等の代替手段により対応する。

５．飲料水の調達

（１）飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。

（２） 実施手順

① 国土交通省は、被災状況から判断して必要と認める場合又は被災都県からの要請があった場合には、都道府県及び関係団体を通じて全国の水道事業者（市町村等）に対して応急給水の実施に係る支援を要請し、調整等を行う。

② 別表５－２に示す必要量を調達するため、被災地の水道事業者は、応急給水を発災後速やかに実施する。具体的には、域外からの応援（給水車等）も活用し、域内の浄水場、配水池、貯水槽等から各避難所への給水を行うとともに、仮設給水栓を開設する。なお、発災から３日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄を含めて対応することを想定する。

③ 被災水道事業者及び応援水道事業者が自ら輸送手段を確保できない場合には、被災地方公共団体が緊急災害対策本部又は現地対策本部に対して輸送手段の確保を要請する。

（３）飲料水の必要量

① 都心南部直下地震の被害想定による１週間の断水状況（都県ごとの最大値）を踏まえ、下記の算出式により、別表５－２のとおり計画する。

＜飲料水の必要量の算出式＞

項目	前提とする被害量	算出式
飲料水	要給水者数（断水人口）	要給水者数（断水人口）×一人１日当たり必要量３リットル

６．物資の輸送手段の確保

（１） 物資の被災地への輸送は、当該物資の調達依頼を受けた者（関係事業者、地方公共団体）が自ら広域物資輸送拠点までの輸送手段を確保することを原則とする。

（２） 自ら輸送手段を確保できない場合は、物資関係省庁の要請を受けて緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。

（３） 港湾に物資を集約し、海上輸送によって輸送する方が効率的と見込まれる場合には、国土交通省が海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、海上輸送拠点（受入港[49]）を経由して、被災都県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。

（４） 航空機により、速やかに被災都県に物資輸送する必要がある場合には、国土交通省が手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、別表３－３及び別表４に記載する空港を経由して、被災都県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。

（５） 国土交通省が輸送手段を確保することが困難な場合には、緊急災害対策本部は、海上保安庁、防衛省又は消防庁に輸送を依頼する。

（６） 物資関係省庁、地方公共団体及び国土交通省は、平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど、必要な調整を行っておくものとする。

（７） 都県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

[49] 海上輸送拠点（受入港）のうち、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）は、周辺の港湾施設を活用して、非被災地から被災地への物資、人員等を主に船舶を利用して輸送する際の中継拠点として、物資の集積、荷捌き、分配、搬出等物流に関するコントロール機能を担う。国土交通省では、物資を海上輸送し、当該拠点を活用した輸送演習を実施している。

（８） 警察庁は、緊急交通路の交通状況や道路啓開状況を踏まえ、緊急通行車両確認標章の交付対象車両の拡大や大型貨物自動車、事業用自動車等について規制対象から除外するなど物資輸送・供給を考慮した交通規制が行われるよう関係都道府県警察の指導調整を行う。

７．物資輸送における役割分担

（１） 国は、遅くとも発災後３日目までに、被災都県の広域物資輸送拠点（被災状況から不要と判断される拠点を除く。）に対して、別表５－１に掲げる必要量の輸送を行う。

（２） 被災都県は、国が広域物資輸送拠点に輸送する物資の配分先（市区町村）をあらかじめ計画し、被災市区町村が設置する地域内輸送拠点又は避難所までの輸送を行うことを原則とする。

（３） 被災地方公共団体の行政機能の低下など被害状況によっては、緊急災害対策本部及び現地対策本部と被災都県が一体となって、避難所までの物資輸送の最適化について検討するものとする。特に、避難所への搬送にあたっては、被災地域内の輸送力不足が想定されるため、運送事業者を中心に様々な機関・団体が連携して行う。また、運送事業者によることが特に困難な孤立地域等への輸送については、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）が輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

８．東京都区部への物資輸送

（１） 東京都の 23 区の区域は、人口、経済機能が極めて高度に集積した地域であり、発災時の物資供給は限定された区域に対して膨大な量の物資を供給するものとなる。一方で、当該区域においては、建物倒壊・延焼火災、道路寸断等の甚大な被害、深刻な道路交通麻痺といった極めて厳しい状況が想定されている。

（２） 物資を確実に各避難所に届けるためには、トラック等の輸送手段が限られていることを踏まえ、できる限り効率的な輸送手段・方法を選択する必要がある。

（３） 今後、国、東京都、各区の連携による物資調達・供給訓練等を通じ、検討を深めていくこととする。

９．広域物資輸送拠点等の確保

（１）広域物資輸送拠点等の定義

① 広域物資輸送拠点[50]とは、国等から供給される物資を被災都県が受け入れ、被災市区町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該都県が物資を送り出すために設置する拠点である。

② 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市区町村が受け入れ、避難所に向けて、当該市区町村が物資を送り出すために設置する拠点である。

③ 被災都県が設置する広域物資輸送拠点は、別表５－３のとおりである。

（２）広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保

① 広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方に当てはまるものとする。

ア 新耐震基準に適合した施設であること（昭和 56 年６月１日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）

イ 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む）

ウ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること

エ 12ｍトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること

オ 非常用電源が備えられていること

カ 原則として浸水地域外にある施設であること

キ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

② 民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用である。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、あらかじめ代替拠点を選定するものとする。

③ 別表５－３に掲げる広域物資輸送拠点のうち、①の基準を満たしていない施設については、備考欄にその旨を記載している。今後、これらの施設が当該基準を満たすか、当該基準を満たした代替拠点を確保することが求められる。また、①の基準を満たす施設であっても非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、あらかじめ代替拠点を選定しておくことが望ましい。

④ 施設の運営にあたっては、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

⑤ 地域内輸送拠点については、各市区町村において、上記①、②を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定するものとする。

[50] 国土交通省では、都道府県レベルでの物資拠点の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示した「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を別途作成している。

１０．全国的な物資不足等への対応

（１） 首都直下地震のような大規模な災害では、非被災地も含め、全国的に物資の生産・流通体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び物資関係省庁は、非被災地も含めた物資の安定供給に関して、関係業界団体と連携し、安定供給に向けた緊急輸入や増産といった協力要請など必要な措置を講じる。

（２） 政府は、食料、生活必需品等の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。

１１．平時の生産・流通体制への早期回復

（１） 国が関与するプッシュ型支援・プル型支援による物資調達・供給は、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。

第６章　燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

Ⅰ　燃料供給

１．趣旨

（１）　首都直下地震の発生により多くの製油所・油槽所・ＬＰガス輸入基地等が被災する状況にあっても、全国的な燃料供給を確保しつつ、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。

（２）　このため、資源エネルギー庁は、石油精製業者等による系列供給網ごとの業務継続計画（以下「系列ＢＣＰ」という。）を基本としつつ、必要に応じて、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 13 条及び第 14 条に定める「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づき、系列を越えた相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。

（３）　さらに、防災拠点や、災害応急対策活動に不可欠な重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し、迅速かつ円滑に供給するため、（２）に記載する供給体制と連携して進めるべき「重点継続供給」及び「優先供給」の手順を定めるとともに、関係省庁の連携による燃料輸送・供給体制の確保に関する事項についても併せて定める。

２．石油業界における基本的な燃料供給体制

（１）　「系列ＢＣＰ」に基づく石油供給の早期構築

資源エネルギー庁は、石油精製業者等が、「系列ＢＣＰ」に定めた供給回復目標を早期に達成することができるよう、系列の運送業者や給油所も含めた、各社系列の石油供給網全体の早期復旧を指導し、安定供給の体制を早期に構築する。

（２）　「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携

① 経済産業大臣は、発災後、緊急災害対策本部の設置が決定された場合には、石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画（以下「石油連携計画」という。）」及び「災害時石油ガス供給連携計画（以下「石油ガス連携計画」という。）」の実施勧告を速やかに行う。

② 石油精製業者等は、上記勧告を受け、系列ごとの供給体制を基本としつつ、事前に経済産業大臣に届け出た「石油連携計画」及び「石油ガス連携計画」を実施に移し、系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

３．防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

（１） 重点継続供給

① 緊急災害対策本部は、災害応急対策活動用の車両や航空機への燃料供給体制の確保のため、発災後、次に掲げる給油施設の中から、重点的かつ継続的な燃料補給（以下「重点継続供給」という。）を行い、給油活動を維持すべき施設を指定し、資源エネルギー庁に対して、当該指定施設に対する重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。

ア 緊急輸送ルート上に位置する進出拠点（別表３－２に掲げる施設のうち、給油施設を有するもの）に存する中核給油所

イ 救助活動拠点（候補地）（別表３－３に掲げる施設）の最寄りの中核給油所

ウ 航空機用救助活動拠点（候補地）に存する給油施設

エ 上記ア、イ、ウのほか、被災地に所在する中核給油所のうち、緊急災害対策本部が災害応急対策の円滑な実施のために重点継続供給を行うべきと判断するもの

※ア、イ及びエについては、（２）①により、資源エネルギー庁があらかじめ取りまとめているリストに記載の中核給油所が対象となる。

② 資源エネルギー庁は、当該要請を受け、２．の供給体制の下で、石油精製業者等が、緊急災害対策本部からの都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで当該施設に対して燃料補給を継続する体制を構築する。

③ 重点継続供給を行う中核給油所（上記ア、イ、エ）においては、緊急自動車及び自衛隊車両並びに緊急通行車両確認標章、緊急通行車両等事前届出済証等を掲示する車両に対して優先的に給油を行う。

④ 緊急災害対策本部は、重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。

（２） 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有

① 資源エネルギー庁は、中核給油所の場所等を取りまとめ、あらかじめ内閣府に共有しておくものとする。

② 緊急災害対策本部は、発災後、重点継続供給を行うべき給油施設を資源エネルギー庁に伝達するとともに、当該給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）を、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療、物資輸送等を担当する省庁や被災都県に対して速やかに共有するものとする。

４．業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

（１） 重要施設への優先供給体制[51]

① 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という。）については、当該地方公共団体において、対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄[52]が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。

② 被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都県は、当該施設管理者と石油販売業者との間の通常取引や、被災地方公共団体の調整では、優先供給施設の燃料確保が困難であると認めるときは、当該都県の区域内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。

③ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、上記に準じて、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請することができるものとする。

④ 資源エネルギー庁は、優先供給の実施のために必要に応じ、石油連盟及び日本ＬＰガス協会に対して、小口燃料配送拠点及びＬＰガス中核充填所への燃料補給体制を構築するよう要請する。

（２） 優先供給要請の手順

① （１）により被災都県又は関係省庁が緊急災害対策本部に要請を行う場合には、優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担者について合意した上で行うものとする。要請に際して、必要数量、油種、平時の取引事業者（系列）等の情報を可能な限り提供する。また、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。

② 緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本ＬＰガス協会に対して、被災都県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。

③ 資源エネルギー庁は、被災都県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討する。

（３） 費用の負担

① 優先供給を要請した燃料の代金については、引取り後、（２）①により費用を負担することに合意した費用負担者が支払う。

---

[51] 資源エネルギー庁では、重要施設や臨時の給油施設に対する燃料供給をより円滑に行うために、地方公共団体、関係省庁等が構築すべき体制等について詳細にまとめた「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」を別途策定している。

[52] 資源エネルギー庁では、電力・ガス供給が途絶えた状態であっても業務継続が必要とされる重要インフラ施設は、交通途絶、災害時の燃料供給体制の構築、輸送手段の確保の時間等を考慮して、発災から４日程度は自衛的な燃料備蓄で対応することを想定している。

５．臨時の給油施設に対する供給手順

（１） 被災都県は、運動公園など部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。

（２） 被災都県は、上記にあたっては、区域内の給油所等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。（その安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成 25 年 10 月３日消防災第 364 号、消防危第 171 号）」を活用し、発災前に事前計画を作成して消防本部と相談しておくべきものである。）

６．燃料輸送・供給体制の確保

（１）陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保

① 都県は、当該都県内における燃料の供給拠点である製油所・油槽所（別表６－１）へのアクセス道路をあらかじめ把握するものとする。

② 道路管理者等は、緊急輸送ルートから、燃料の供給拠点である製油所・油槽所（別表６－１）へのアクセスについては、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。また、都道府県警察は、道路啓開状況を踏まえ、必要な交通規制を行う。

③ 緊急災害対策本部は、次に掲げる事項に留意しつつ、燃料の円滑な輸送・供給のための措置を検討する。

ア ディーゼル自動車等の運行規制条例（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び兵庫県）

イ 道路法による長大・水底トンネルにおける燃料輸送車両の通行制限措置[53]（一定の条件を満たす場合は燃料輸送車両の通行が可能）

ウ 鉄道タンク車が走行可能な路線の確保と貨物車両の確保

④ 燃料の輸送は、供給依頼を受けた者自らが行うことを原則とする。ただし、被災の影響により石油精製業者自ら陸上輸送手段（タンクローリーやドラム缶詰燃料の輸送に用いるトラック、鉄道タンク車等の車両）を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれのある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。

⑤ 資源エネルギー庁、関係省庁及び地方公共団体は、平時より、燃料を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど、必要な調整を行っておくものとする。

⑥ 都県公安委員会による緊急交通路の指定後、燃料の輸送を行う事業者は、速やかに、

[53] 長大・水底トンネルにおいては、危険物を積載する車両の通行を禁止又は制限しているが、被災地方公共団体等から災害応急対策に必要な燃料の供給要請があり、かつ道路管理者が特に通行を認めた場合において、誘導車を当該車両の前後に配置（エスコート通行方式）するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについて、通行を可能としている。

緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

⑦ 被災地における中核給油所では多数の給油希望者が集中することによるトラブルが予想されるため、資源エネルギー庁は、中核給油所情報を警察庁及び都道府県警察と共有する。

（２）海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保

① 国土交通省地方整備局及び港湾管理者は、石油精製業者等の策定した「系列ＢＣＰ」と整合を取りつつ、「港湾ＢＣＰ」に基づき、被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。

② 海上保安庁は、製油所・油槽所が地震の影響により海上に油等が流出し、災害応急対策に支障が生じ、又は海上火災等の二次災害の発生おそれがある場合には、航行船舶の避難誘導活動等の措置を講じるとともに、排出の原因者等に対する指導・助言・命令を行う。また、海上保安庁及び国土交通省地方整備局は、状況に応じ、各石油精製業者等による防除作業に協力する。

③ 被災の影響により石油精製業者自ら海上輸送手段（フェリー、ＲＯＲＯ船など）を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれがある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。

④ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省地方整備局及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。

７．全国的な燃料不足への対応

（１） 首都直下地震のような大規模災害では、非被災地も含め、全国的に燃料の生産・物流体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び資源エネルギー庁は、非被災地も含めた燃料の安定供給に関して、２．の石油関連業界団体における燃料供給体制と緊密に連携し、安定供給に向けた必要な措置を講じる。

（２） 緊急災害対策本部は、燃料の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。

Ⅱ　電力・ガスの臨時供給

１．趣旨

（１）　重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。

（２）　このため、経済産業省は、電気事業者（一般送配電事業者及び指定公共機関である電気事業者をいう。以下同じ。）、ガス事業者（一般ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者からガスの託送供給を受けるガス小売事業者をいう。以下同じ。）が迅速かつ円滑な災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。

（３）　また、電力業界、ガス業界の災害応急対策活動における電源車や移動式ガス発生設備による重要施設への電力やガスの臨時的な供給（以下「臨時供給」という。）及び「臨時供給を担う電源車等への石油業界等による燃料供給」に関する事項を定める。

２．電力業界における広域での需給調整体制

（１）　供給エリア内の電力需給の状況に著しい悪化が生じ、被災一般送配電事業者がそれを改善することが必要であると認めた場合、被災一般送配電事業者は、電力融通を受けるために電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。また、電力広域的運営推進機関は、当該要請を踏まえ、電気事業法第 28 条の 44 に基づき他の一般送配電事業者に対し、電力融通の指示を行う。

（２）　電力広域的運営推進機関は、首都直下地震によって生じた電力需給の状況の悪化を改善するため、電気事業法第 28 条の 44 に基づき、電力広域的運営推進機関の会員事業者に対し、需給状況の改善に必要な指示を行う。

（３）　経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域連携に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

３．電力業界、ガス業界における広域での支援体制

（１）電力業界

①　被災一般送配電事業者は、防災業務計画などに基づき必要な復旧体制を構築するとともに、他の一般送配電事業者から資機材・人員の融通を受けるため、電気事業法第 33 条の２に定める災害時連携計画に基づき、他の一般送配電事業者に必要な要請を行う。

②　電力広域的運営推進機関は、①による資機材・人員の融通を基本としつつ、被災電気事業者からの要請や自らが収集した情報を踏まえ、電力の需給状況の改善に必要と認めるときは、電気事業法 28 条の 44 に基づき、被災していない会員事業者に対

し、資機材・人員等の融通について指示を行う。

③ 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

（２）ガス業界

① ガス事業者は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 163 条の規定を基本として相互に連携を図りながら協力するとともに、被災一般ガス導管事業者は、同法第 56 条の２に定める災害時連携計画に基づき、一般社団法人日本ガス協会を中心とした広域支援体制による支援を受けるため、一般社団法人日本ガス協会に必要な要請を行う。

② 一般社団法人日本ガス協会は、被災一般ガス導管事業者からの支援要請を受けた場合、被害を受けていない一般社団法人日本ガス協会の会員企業に対し、被災一般ガス導管事業者に対する必要な資機材・人員等の融通について、協力を要請する。一般社団法人日本ガス協会は、支援人員を指揮し、必要な作業に当たらせる。

③ 経済産業省は、一般社団法人日本ガス協会に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

４．重要施設への臨時供給

（１）電力業界

① 都県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府、経済産業省）及び一般送配電事業者と共有する。

② 被災一般送配電事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、被災都県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都県は、上記のリストに掲載された施設等について、電力の臨時供給の必要性を確認する。被災都県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を、被災一般送配電事業者に対し要請する。

③ 被災一般送配電事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、系統の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。

④ 被災都県は、当該都県と被災一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。

⑤ 緊急災害対策本部は、被災都県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般送配電事業者に対して、被災都県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。

⑥ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対策本

部による調整の後、経済産業省を通じて臨時供給を要請することができるものとする。

⑦ 国、都県、電気事業者等は、あらかじめ、それぞれが所有する電源車（電動車含む）、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

⑧ 電源車が不足する場合には、被災一般送配電事業者は、３．（１）に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。

⑨ 被災一般送配電事業者は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合には、災害時連携計画に基づき非常災害時における協定を締結している石油製品販売事業者と調整を行うものとする。当該協定に基づく対応でも不足が生じる可能性がある場合は、資源エネルギー庁より提供される石油製品販売事業者リストに基づき、各供給区域の石油製品販売事業者に給油の要請を行う。経済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会、石油連盟等と調整を行うものとする。

（２）ガス業界

① 一般ガス導管事業者は、都県の協力を得て、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府、経済産業省）及び都県と共有する。

② 被災一般ガス導管事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、また、上記のリストに掲載されている施設等のガスの供給状況について、被災都県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都県は、上記のリストに掲載された施設等について、直接又は一般ガス導管事業者を通じて、ガスの臨時供給の必要性を確認する。被災都県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給を、被災一般ガス導管事業者に対し要請する。

③ 被災一般ガス導管事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。

④ 被災都県は、当該都県と被災一般ガス導管事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。

⑤ 緊急災害対策本部は、被災都県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般ガス導管事業者に対して、被災都県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。

⑥ 移動式ガス発生設備が不足する場合には、一般ガス導管事業者は、３．（２）に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。

⑦ 燃料となる液化石油ガス又は液化石油ガス容器（以下「液化石油ガス等」という。）が不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は、ガス事業者間での液化石油ガス等の融通について必要な調整を行う。当該調整によってもなお液化石油ガス等が不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は経済産業省に依頼し、経済産業省は必要な調整を行うものとする。

５．緊急通行車両等の通行体制の確保

（１） 経済産業省、電気事業者及び一般ガス導管事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど、必要な調整を行っておくものとする。

（２） 都県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気事業者及び一般ガス導管事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

Ⅲ　通信の確保

１．趣旨

ア　　重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確実に確保し、迅速かつ円滑に提供する必要がある。

イ　　このため、総務省は、災害対策用移動通信機器を配備し、地方公共団体等に貸出可能な体制を整備するとともに、電気通信事業者（指定公共機関である電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、重要通信を確保できるように求め、必要な協力体制を構築する。

ウ　　また、電気通信事業者の災害応急対策活動における通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等による重要施設及び災害により発生した通信の空白地域への通信の臨時的な確保（以下「臨時確保」という。）に関する事項を定めるとともに、通信用機材、作業要員等の運搬手段の確保に関する事項も併せて定める。

２．被災地方公共団体等に対する支援体制

（１）　総務省は、災害発生時に既存の通信インフラに障害が発生した場合でも、被災地方公共団体における災害応急対策活動に係る通信を確保可能とするため、災害対策用移動通信機器を各総合通信局等に配備し、被災地方公共団体等からの要請に基づき、速やかに貸出可能とする体制を整備・維持するものとする。

（２）　総務省は、被災地方公共団体等に対し、災害対策用移動通信機器の需要確認を行い、必要に応じて、配備調整を行うものとする。なお、発災直後等で需要確認ができない場合であっても、被害状況等を鑑み、災害対策用移動通信機器の需要が予測される場合については、被災地方公共団体等からの具体的な要請を待たず、貸与を行うものとする。

３．総務省・電気通信事業者間の協力体制

（１）　電気通信事業者は、災害の救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱うものとする。

（２）　総務省及び電気通信事業者は、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確実に確保するため、総務省、電気通信事業者及び被災都県との連携の枠組みとして、発災後、速やかに総務省関東総合通信局と関係電気通信事業者の担当官から構成される「通信確保調整チーム」を被災都県ごとに編成し、必要な連絡・調整を行う。

（３）　総務省は、電気通信事業者との間において、協力体制に関する事項をあらかじめ定

めておくものとする。

４．重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保

（１） 都県は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストを、Ⅱ４．（１）①のリストを踏まえ、あらかじめ作成し、関係省庁（内閣府及び総務省）及び電気通信事業者と共有する。

（２） 被災電気通信事業者は、発災後、どの地域で通信支障が発生しているのかについて、被災都県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都県は、上記のリストに掲載された施設等について、通信の優先的な確保の必要性を確認する。被災都県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で優先順位を検討の上、通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を、被災電気通信事業者に対し要請する。

（３） 被災電気通信事業者は、当該要請に基づき、通信が途絶した重要施設に対し、通信の臨時確保を行う。具体的には、基地局や交換機等の通信設備における電力又は伝送路の確保、非常用発電機の燃料確保等についての対応状況及び基地局や交換機等の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに通信端末の貸与や移動基地局車、可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等を行う。

（４） 被災都県は、当該都県と被災電気通信事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による通信の臨時確保を要請する。

（５） 緊急災害対策本部は、被災都県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて現地における調整会議と連携して改めて優先順位を調整し、総務省を通じて、被災電気通信事業者に対して、調整会議における関係者間の役割分担や対応方針に基づき、関係者と連携して被災都県から示された重要施設における通信の臨時確保をするよう要請する。

（６） 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対策本部による調整の後、総務省を通じて通信の臨時確保を要請することができるものとする。

（７） 被災電気通信事業者は、通信の空白地域について、その解消に相当の日数を要するときは、被災都県にその情報を提供するとともに、（３）と同様に通信の臨時確保を行う。また、優先的な通信の確保を要する地域について、被災都県から要請があ

ったときは、その優先度について特段の配慮を行う。

（８） 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保に当たり、被災電気通信事業者は、自らが通信用機材、作業要員等の運搬手段を手配することが困難なときは、必要に応じて、総務省を通じて、緊急災害対策本部又は現地対策本部に運搬手段の確保を要請することができる。

５．緊急通行車両等の通行体制の確保

（１） 総務省及び電気通信事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行が出来るよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど、必要な調整を行っておくものとする。

（２） 都県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気通信事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

第７章　帰宅困難者等への対応に係る計画

１．趣旨

（１）　都心南部直下地震の被害想定によれば、平日の12時に地震が発生し、公共交通機関が全域的に停止した場合、一時的に外出先に滞留することになる人は、東京都で約940万人に上るとされ、地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、自宅が遠距離にある等の理由により徒歩等の手段によっても帰宅が困難になる人（以下「帰宅困難者等」という。）は東京都で約490万人に上るとされている。

（２）　これらの帰宅困難者等は首都圏においては膨大な人数になることが想定されるため、徒歩等により帰宅困難者等が一斉に帰宅を開始した場合には、緊急通行車両等の通行に支障をきたすおそれがある。大規模地震発生後72時間は人命救助に注力すべき時期であることから、緊急通行車両等が通行する緊急輸送ルートを確保し、迅速かつ円滑な救助・救急、消火活動等が実施できる環境を整えるために、大規模地震発生後72時間までを目安として、一斉帰宅を抑制する等の対策が必要となる。また、大規模地震発生後72時間を経過した後は、帰宅困難者等が徒歩を基本とした帰宅を開始するため、安全に帰宅できるよう分散帰宅や帰宅支援等の対策を講じる必要がある。

（３）　これらの対策をするにあたり、首都圏で想定される帰宅困難者等の人数が膨大であり、行政による公助だけでは限界があることから、具体計画においては、帰宅困難者等自身や企業・各種事業者も含め、自助及び共助を交えた対応を定めることとする。

２．国、被災地方公共団体の役割

（１）国の役割

首都圏において市街地が連担しており、住民が広域的に都県境を越えて各種活動をおこなっていることを踏まえ、一斉帰宅の抑制について、国が方針を定め、呼びかけを行う。また、被災地方公共団体が行う帰宅困難者等への対応について、具体計画に基づく支援を行う。加えて、帰宅困難者等への対応においては、国と地方公共団体の行政はもとより、企業等も主体的に活動することが求められるため、各主体が円滑に活動することができるよう、情報の提供・発信を積極的に行う。

（２）被災地方公共団体の役割

被災地方公共団体は、国と連携して帰宅困難者等に対して一斉帰宅の抑制の呼びかけを行うとともに、一斉帰宅の抑制を実現するための一時滞在施設の確保と帰宅困難者等に向けた情報提供を行うほか、帰宅困難者等の帰宅のために必要な支

援を行う。

３．活動内容

（１）一斉帰宅の抑制

① 国民への協力要請

ア 大量の帰宅困難者等の発生が見込まれる場合は、緊急災害対策本部及び被災都県は、72時間を目安に、帰宅困難者等の一斉帰宅による混乱を抑制し、緊急輸送ルートの確保、救助・救急、消火活動等の円滑な実施を行うため、また、帰宅困難者等自身の安全確保のため、一斉帰宅抑制について国民に呼びかけを行う。その際、緊急災害対策本部は、被災地方公共団体に対して、当該呼びかけの協力を要請し、国と被災地方公共団体が一体的・整合的に呼びかけを行う。

イ 災害緊急事態の布告がなされているときは、対処基本方針において、帰宅困難者等に対する「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制に関する事項を定め、内閣総理大臣による国民への協力の要求として、一斉帰宅の抑制に関する呼びかけを行う。

② 企業等における施設内待機

ア 緊急災害対策本部及び被災地方公共団体は、企業等に対して、従業員等を事業所等の施設内の安全な場所に待機させるよう協力を呼びかける。

イ 企業等は、従業員等の安全確保及び施設内での待機に努めるものとする。

③ 大規模な集客施設や駅等における利用者保護

ア 緊急災害対策本部及び被災地方公共団体は、大規模な集客施設や公共交通機関の事業者等に対して、利用者を施設内の安全な場所で保護するよう協力を呼びかける。

イ 大規模な集客施設の事業者や公共交通機関の事業者等は、当該大規模集客施設や駅等における利用者の安全確保に努めるものとする。

（呼びかけの内容例）

・被災地にいらっしゃる方は、ご自身の身を守る観点から、むやみに移動せず最寄りの場所で安全確保に努めてください。
・また、人命救助・消火活動を迅速かつ円滑に行えるよう、路上やターミナル駅の混雑、滞留を防止するため、徒歩による無理な帰宅は見合わせ、職場や学校、最寄りの一時滞在施設など安全な場所で待機していただくようご理解とご協力をお願いします。
・企業等は、従業員の安全確保を図るとともに、事業所内の待機についてご協力をお願いします。
・大規模集客施設や公共交通機関の事業者は、大規模集客施設や駅等において利用者の安全が確保されるようご協力をお願いします。

（２）一時滞在施設

① 一時滞在施設の確保

ア 国は、自ら所有・管理する施設について、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障がなく、受入れが可能な場合は、自主的に又は被災地方公共団体からの要請を受け、一時滞在施設として提供する。国の各機関は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設として提供した場合には、緊急災害対策本部に開設した施設の名称、所在地、滞在者数を報告する。

イ 被災地方公共団体は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設として提供するとともに、協定を締結している事業者や学校に対して一時滞在施設の開設を要請する。

ウ 帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、都県や市区町村から指定を受けた施設又は都県や市区町村と協定を締結した施設は、大規模地震発生後に施設の被災状況等を確認し、一時滞在施設として開設できるかどうかの判断を行う。また、判断した後、開設した旨若しくは開設しない旨、又は、開設後収容可能人員に達した場合には、その旨掲示し、併せて、指定元又は協定締結先の都県や市区町村に報告を行うこととする。

（３）駅前等滞留者対策

① 屋外に出ている帰宅困難者等が大量に発生した場合、特にターミナル駅やその周辺等に多くが滞留することが予想される。この場合、駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者対策のための協議会が中心となって対処することとなるが、円滑に対処できるよう、関係省庁及び被災地方公共団体においても、情報提供等による支援を行う。

（４）帰宅困難者等への情報提供

① 緊急災害対策本部及び被災地方公共団体は、帰宅困難者等に対して、その安全性の確保、一斉帰宅抑制に資する次の情報を適時適切に提供する。その際、外国人に向けた情報提供についても配慮する。正確な情報を提供するため、緊急災害対策本部は、関係省庁から定期的に寄せられる情報、被災地方公共団体が保有している情報等について、収集、取りまとめを行い、防災関係機関と共有する。

ア 被災情報

（ア）震度情報、地震活動の見通し等

（イ）市区町村単位での被害の状況

（ウ）道路、港湾施設及び空港の被害情報

（エ）通信の被害情報

（オ）ライフラインの被害情報

（カ）公共交通機関（鉄道、バス、船舶の定期航路、航空路線）の運行情報

イ 一斉帰宅の抑制に資する情報

（ア）安否確認手段やその利用方法についての情報

（イ）一時滞在施設の開設、運営情報

ウ　帰宅に資する情報

（ア）災害時帰宅支援ステーション[54]の開設情報

（イ）駅周辺の混雑状況

（５）徒歩帰宅者への支援

① 大規模地震発生後72時間を経過した４日目以降は基本的に帰宅困難者等の帰宅に向けた対応を図る必要がある。帰宅困難者等が帰宅する際には、徒歩による帰宅を要することが想定されるため、帰宅支援として、被災地方公共団体は、あらかじめ災害時帰宅支援ステーションとして予定している自らの施設を開設するとともに、協定を締結している事業者に対してその開設を要請する。

（６）帰宅困難者等の搬送

① 被災都県は、緊急輸送活動を自ら行うことができない場合には搬送を要する帰宅困難者等の人数、輸送の出発地及び目的地、利用する輸送手段その他必要な事項を明らかにして、現地対策本部を通じて緊急輸送関係省庁による緊急輸送活動の実施を要請することができる。

② 帰宅困難者等の搬送について、被災都県から要請のあったときは、緊急災害対策本部又は現地対策本部が緊急輸送関係省庁に対して輸送の依頼を行う。

③ ①及び②の手続を円滑に行うため、あらかじめ具体的な要領を検討しておくものとする。

[54] 災害時帰宅支援ステーションとは、災害時に徒歩により帰宅する者に対し、水、トイレ、各種情報、休憩の場の提供を行い、円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設である。公共施設のほか、民間施設として、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどが想定されている。

第８章　防災拠点

１．防災拠点の種類及び機能

（１）　防災拠点については、第７章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。

（２）　緊急災害対策本部、現地対策本部及び防災関係機関は、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）と地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。

（３）　防災拠点は、いつ発災するか分からない首都直下地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。ただし、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該防災拠点の活用を検討する。

分類	機能
進出拠点	広域応援部隊等が被災地に移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの （別表３－２）
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの （別表３－３）
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、ＳＣＵが設置可能なもの （第４章、別表４）
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災都県が受入れ、各市区町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、当該都県が設置するもの （別表５－３）
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの （別表８－１）

２．海上輸送拠点

（１） 陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送の受入れに活用することを想定する海上輸送拠点を別表８－１のとおり定める。

（２） 海上輸送拠点として活用する港湾は、発災時も有効に機能するよう、次に掲げる考え方に当てはまるものから選定した。

① 利用する岸壁は、当該地点において考えられる最大級の強さを持つ地震動によっても機能を損なわずに船舶の利用、人の乗降及び物資等の荷役を速やかに行うことができること。

② 効率的な輸送が可能となるよう一定規模以上のフェリー、ＲＯＲＯ船、油槽船が着岸できる規模の係留施設を有すること。

③ 緊急輸送ルート、製油所、油槽所の近傍に位置すること。

④ 関係者との災害時における協定により、緊急輸送ルートと当該拠点間について迅速な道路啓開作業の体制確保が図られていること。

（３） 発災時において利用する海上輸送拠点の確保

① 国土交通省は、緊急災害対策本部、現地対策本部等が把握している被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、別表８－１に掲げる海上輸送拠点の中から東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）の活用も念頭に置きつつ、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行う。

② 国土交通省及び港湾管理者は、港湾施設の応急復旧等を行う。また、国土交通省は、港湾管理者から要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、港湾施設の利用調整等の管理業務を行う。

（４） 海上輸送に関する調整

国土交通省は、海路による輸送が効率的と見込まれる場合には、（３）により確保した拠点を活用した海上輸送を行う体制を構築する。

この場合において、国土交通省は、定期航路の利用だけでなく、臨時の航路の確保も含め、関係機関と海上輸送に関する調整を行う。

別表2－1　緊急輸送ルートの路線及び区間

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車国道	東北自動車道	埼玉県川口市　川口JCT	栃木県那須町　那須IC	NEXCO東日本	
	常磐自動車道	埼玉県三郷市　三郷IC	茨城県北茨城市　北茨城IC	NEXCO東日本	
	北関東自動車道	群馬県高崎市　高崎JCT	栃木県栃木市　岩舟JCT	NEXCO東日本	
		栃木県栃木市　栃木都賀JCT	茨城県水戸市　水戸南IC	NEXCO東日本	
	東関東自動車道	千葉県市川市　市川JCT	茨城県潮来市　潮来IC	NEXCO東日本	
		茨城県鉾田市　鉾田IC	茨城県茨城町　茨城町JCT	NEXCO東日本	
	上信越自動車道	群馬県藤岡市　藤岡JCT	長野県信濃町　信濃町IC	NEXCO東日本	
	東京外環自動車道	東京都練馬区　大泉JCT	千葉県市川市　高谷JCT	NEXCO東日本	
	館山自動車道	千葉県千葉市　京葉道路接続	千葉県木更津市　木更津南IC	NEXCO東日本	
		千葉県木更津市　木更津南JCT	千葉県富津市　富津竹岡IC	NEXCO東日本	
	関越自動車道	東京都練馬区　練馬IC	群馬県みなかみ町　水上IC	NEXCO東日本	
	新空港自動車道	千葉県成田市　成田JCT	千葉県成田市　新空港IC	NEXCO東日本	
	中央自動車道	東京都杉並区　高井戸IC	長野県阿智村　園原IC	NEXCO中日本	
		山梨県大月市　大月JCT	山梨県富士吉田市　富士吉田IC	NEXCO中日本	富士吉田線
	東名高速道路	東京都世田谷区　東京IC	静岡県浜松市　三ヶ日JCT	NEXCO中日本	
	長野自動車道	長野県岡谷市　岡谷JCT	長野県安曇野市　安曇野IC	NEXCO中日本	
		長野県安曇野市　安曇野IC	長野県千曲市　更埴JCT	NEXCO東日本	
	新東名高速道路	静岡県御殿場市　新御殿場IC	静岡県浜松市　浜松いなさJCT	NEXCO中日本	
		静岡県静岡市　清水JCT	静岡県静岡市　新清水JCT	NEXCO中日本	清水連絡路
		静岡県浜松市　三ヶ日JCT	静岡県浜松市　浜松いなさJCT	NEXCO中日本	引佐連絡路
		神奈川県海老名市　海老名南JCT	神奈川県伊勢原市　伊勢原大山IC	NEXCO中日本	
	中部横断自動車道	静岡県静岡市　新清水JCT	山梨県甲斐市　双葉JCT	国土交通省、NEXCO中日本	
		長野県佐久穂町　八千穂高原IC	長野県小諸市　佐久小諸JCT	国土交通省、NEXCO東日本	
自動車専用道路	東水戸道路	茨城県水戸市　水戸南IC	茨城県ひたちなか市　ひたちなかIC	NEXCO東日本	
	常陸那珂有料道路	茨城県ひたちなか市　ひたちなかIC	茨城県ひたちなか市　常陸那珂港IC	茨城県道路公社	
	日立有料道路	茨城県日立市　日立中央IC	茨城県日立市白銀町二丁目　日立中央IC入口交差点	茨城県道路公社	
	日光宇都宮道路	栃木県宇都宮市　宇都宮IC	栃木県日光市　清滝IC	栃木県道路公社	
	首都圏中央連絡自動車道	神奈川県茅ケ崎市　茅ケ崎JCT	東京都あきる野市　あきる野IC	NEXCO中日本	
		東京都あきる野市　あきる野IC	千葉県成田市　大栄JCT	NEXCO東日本	
		千葉県山武市　松尾横芝IC	千葉県木更津市　木更津JCT	NEXCO東日本	
	京葉道路	東京都江戸川区　篠崎IC	千葉県千葉市　館山自動車道接続	NEXCO東日本	北東方向
	東京湾アクアライン	神奈川県川崎市　川崎浮島JCT	千葉県木更津市　木更津金田IC	NEXCO東日本	南東方向
	東京湾アクアライン連絡道	千葉県木更津市　木更津金田IC	千葉県木更津市　木更津JCT	NEXCO東日本	
	富津館山道路	千葉県富津市　富津竹岡IC	千葉県南房総市　富浦IC	NEXCO東日本	
	千葉東金道路	千葉県千葉市　千葉東JCT	千葉県東金市　東金IC	NEXCO東日本	
	銚子連絡道路	千葉県山武市　松尾横芝IC	千葉県匝瑳市　匝瑳IC	千葉県道路公社	
	第三京浜道路	東京都世田谷区　玉川IC	神奈川県横浜市　保土ヶ谷IC	NEXCO東日本	南西方向
	保土ヶ谷バイパス	神奈川県横浜市　新保土ヶ谷IC	神奈川県横浜市　横浜町田IC	国土交通省	国道16号
	横浜新道	神奈川県横浜市　保土ヶ谷IC	神奈川県横浜市　戸塚IC	NEXCO東日本	
	横浜横須賀道路	神奈川県横浜市　新保土ヶ谷IC	神奈川県横須賀市　馬堀海岸IC	NEXCO東日本	
		神奈川県横浜市　釜利谷JCT	神奈川県横浜市　並木IC	NEXCO東日本	横浜横須賀道路本線、横浜横須賀道路金沢支線
	新湘南バイパス	神奈川県藤沢市　藤沢IC	神奈川県茅ヶ崎市　茅ヶ崎海岸IC	NEXCO中日本	
	西湘バイパス	神奈川県二宮町　西湘二宮IC	神奈川県小田原市　箱根口IC	NEXCO中日本	
		神奈川県小田原市　早川JCT	神奈川県小田原市　石橋IC	NEXCO中日本	石橋支線

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
自動車専用道路	小田原厚木道路	神奈川県小田原市　小田原西IC	神奈川県厚木市　厚木IC	NEXCO中日本	
	逗葉新道	神奈川県逗子市　逗子IC	神奈川県葉山町　南郷トンネル入口交差点	神奈川県道路公社	
	本町山中有料道路	神奈川県横須賀市　国道16号交差	神奈川県横須賀市　横須賀IC	神奈川県道路公社	
	三浦縦貫道路	神奈川県横須賀市　衣笠IC	神奈川県横須賀市　林IC	神奈川県道路公社	
	東富士五湖道路	山梨県富士吉田市　富士吉田IC	静岡県小山町　須走IC	NEXCO中日本	
	須走道路	静岡県小山町　須走IC	静岡県御殿場市　水土野IC	国土交通省	
	御殿場バイパス	静岡県御殿場市　水土野IC	静岡県御殿場市　ぐみ沢IC	国土交通省	
		静岡県御殿場市　仁杉JCT	静岡県御殿場市　新御殿場IC	国土交通省	
	三遠南信自動車道	長野県飯田市　飯田山本IC	長野県飯田市　天龍峡IC	国土交通省	
		静岡県浜松市　渋川寺野IC	静岡県浜松市　浜松いなさJCT	国土交通省	
	西富士道路	静岡県富士市　富士IC	静岡県富士宮市　小泉出入口	国土交通省	
	伊豆縦貫自動車道	静岡県沼津市　沼津岡宮IC	静岡県函南町　函南塚本IC	国土交通省	
都市高速道路	首都高速1号羽田線	東京都港区　浜崎橋JCT	東京都大田区　羽田	首都高速道路株式会社	南方向
	首都高速1号上野線	東京都中央区　江戸橋JCT	東京都台東区　入谷	首都高速道路株式会社	北方向
	首都高速2号目黒線	東京都港区　一ノ橋JCT	東京都品川区　戸越	首都高速道路株式会社	
	首都高速3号渋谷線	東京都港区　谷町JCT	東京都世田谷区　用賀	首都高速道路株式会社	南西方向
	首都高速4号新宿線	東京都千代田区　三宅坂JCT	東京都杉並区　高井戸	首都高速道路株式会社	西方向
	首都高速5号池袋線	東京都千代田区　竹橋JCT	埼玉県戸田市　美女木JCT	首都高速道路株式会社	北西方向
	首都高速6号向島線	東京都中央区　江戸橋JCT	東京都葛飾区　堀切JCT	首都高速道路株式会社	北東方向
	首都高速6号三郷線	東京都葛飾区　小菅JCT	埼玉県三郷市　三郷JCT	首都高速道路株式会社	北東方向
	首都高速7号小松川線	東京都墨田区　両国JCT	東京都江戸川区　谷河内	首都高速道路株式会社	北東方向
	首都高速9号深川線	東京都中央区　箱崎JCT	東京都江東区　辰巳JCT	首都高速道路株式会社	東方向
	首都高速10号晴海線	東京都中央区　晴海出入口	東京都江東区　東雲JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速11号台場線	東京都港区　芝浦JCT	東京都江東区　有明JCT	首都高速道路株式会社	東方向
	首都高速埼玉新都心線	埼玉県さいたま市　与野	埼玉県さいたま市　さいたま見沼	首都高速道路株式会社	
	首都高速埼玉大宮線	埼玉県戸田市　美女木JCT	埼玉県さいたま市　与野	首都高速道路株式会社	
	首都高速川口線	東京都足立区　江北JCT	埼玉県川口市　川口JCT	首都高速道路株式会社	北方向
	首都高速湾岸線	神奈川県横浜市　並木	千葉県市川市　高谷	首都高速道路株式会社	南方向、東方向
	首都高速都心環状線	東京都中央区　江戸橋JCT	東京都中央区　江戸橋JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速中央環状線	東京都品川区　大井JCT	東京都江戸川区　葛西JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速神奈川1号横羽線	東京都大田区　羽田	神奈川県横浜市　石川町JCT	首都高速道路株式会社	南方向
	首都高速神奈川2号三ツ沢線	神奈川県横浜市　金港JCT	神奈川県横浜市　三ツ沢	首都高速道路株式会社	
	首都高速神奈川3号狩場線	神奈川県横浜市　本牧JCT	神奈川県横浜市　狩場JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速神奈川5号大黒線	神奈川県横浜市　生麦JCT	神奈川県横浜市　大黒JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速神奈川6号川崎線	神奈川県川崎市　川崎浮島JCT	神奈川県川崎市　大師JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速神奈川7号横浜北線	神奈川県横浜市　生麦JCT	神奈川県横浜市　横浜港北JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速神奈川7号横浜北西線	神奈川県横浜市　横浜港北JCT	神奈川県横浜市　横浜青葉JCT	首都高速道路株式会社	
一般国道	国道1号	東京都中央区日本橋室町一丁目　日本橋起点	神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町　狩場インター交差点	国土交通省、横浜市	南方向
		神奈川県横浜市神奈川区立町　立町交差点	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台　常盤台交差点	国土交通省	南方向
	国道4号	東京都中央区日本橋室町一丁目　日本橋起点	埼玉県草加市新善町　新善町交差点	国土交通省	北方向
	国道6号	東京都中央区日本橋本町三丁目　本町三丁目交差点	千葉県松戸市上矢切　国道298号交差	国土交通省	北東方向
	国道14号	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目　浅草橋交差点	千葉県市川市八幡三丁目　千葉県道6号線交差	国土交通省、東京都、千葉県	北東方向
		東京都江戸川区東小松川1丁目　東小松川交差点	東京都江戸川区篠崎町三丁目　京葉道路交差	国土交通省	北東方向
	国道15号	東京都中央区日本橋一丁目　日本橋交差点	神奈川県横浜市神奈川区金港町　青木通交差点	国土交通省	南方向

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
一般国道	国道17号	東京都文京区千石1丁目　千石駅前交差点	埼玉県さいたま市南区辻一丁目　辻一丁目交差点	国土交通省	北西方向
		東京都中央区日本橋室町三丁目　室町三丁目交差点	東京都文京区本郷三丁目　本郷三丁目交差点	国土交通省	北西方向
		東京都練馬区北町三丁目　国道254号交差	埼玉県戸田市美女木四丁目　美女木八幡交差点	国土交通省	新大宮バイパス 北西方向
	国道20号	東京都千代田区霞が関一丁目　桜田門交差点	東京都国立市谷保　国立三中交差点	国土交通省	西方向
	国道122号	埼玉県川口市西新井宿　国道298号交差	東京都豊島区西巣鴨三丁目　西巣鴨交差点	埼玉県、東京都	北方向
	国道246号	東京都千代田区永田町一丁目　三宅坂交差点	神奈川県横浜市青葉区荏田町　新石川交差点	国土交通省、東京都、横浜市	南西方向
	国道254号	東京都文京区本郷三丁目　本郷三丁目交差点	埼玉県和光市中央一丁目　理化学研究所西門交差点	国土交通省、埼玉県	北西方向
	国道298号	埼玉県戸田市　美女木八幡交差点	千葉県市川市　高谷交差点	国土交通省	
	国道357号	千葉県船橋市若松　若松交差点	東京都大田区羽田空港三丁目　東京都道311号交差	国土交通省	東方向
都道府県道	東京都道8号千代田練馬田無線	東京都千代田区九段北一丁目　九段下交差点	東京都練馬区谷原一丁目　谷原交差点	東京都	目白通り 北西方向
		東京都文京区関口一丁目　江戸川橋交差点	東京都新宿区西落合一丁目　西落合一丁目交差点	東京都	新目白通り 北西方向
	東京都道24号練馬所沢線	東京都練馬区谷原一丁目　谷原交差点	東京都練馬区谷原五丁目　三軒寺交差点	東京都	目白通り 北西方向
	東京都道301号白山祝田田町線	東京都文京区千石一丁目　千石駅前交差点	東京都文京区後楽一丁目　水道橋交差点	東京都	白山通り
	東京都道311号環状八号線	東京都大田区羽田空港三丁目　国道357号交差	東京都北区岩淵町　赤羽交差点	東京都	環八通り
	東京都道318号環状七号線	東京都大田区東海三丁目　国道357号交差	東京都江戸川区臨海町六丁目　国道357号交差	東京都	環七通り
	東京都道405号外濠環状線	東京都港区新橋一丁目　新橋駅銀座口前交差点	東京都港区新橋二丁目　新橋交差点	東京都	外堀通り
	東京都市計画道路環状二号線	東京都江東区有明二丁目　国道357号交差	東京都中央区築地五丁目　新大橋通り交差	東京都	

※概ね外環道の内側における緊急輸送ルートのうち、放射方向のルートの確保については、「首都直下地震道路啓開計画（令和3年8月　首都直下地震道路啓開計画検討協議会）」に沿って、八方向（八方位）のそれぞれについて、本表の備考欄に示した同一方向の路線の中から被災箇所・被災規模が比較的少ない路線を組み合わせて、都心へ向かう方向と郊外へ向かう方向をそれぞれ優先ルートとして確保することとなる。

別表３－１　都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

都道府県	重点受援県	被害想定				警察部隊・消防部隊		
		①死者数	②自力脱出困難者数	①＋②	被害規模の目安	都道府県警察官の定員	消防職員数	消防団員数
北海道						10,639	9,227	22,697
青森県						2,348	2,693	16,220
岩手県						2,153	2,031	18,372
宮城県						3,801	3,225	16,840
秋田県						1,989	2,092	14,041
山形県						2,013	1,589	20,679
福島県						3,433	2,553	28,463
茨城県		—	20	20		4,826	4,617	19,756
栃木県		—	—			3,429	2,573	13,216
群馬県		—	—			3,442	2,636	10,630
埼玉県		1,900	7,900	9,800	概ね１割	11,699	8,752	13,126
千葉県		900	4,500	5,400	概ね１割	10,887	8,328	22,601
東京都		12,000	44,000	56,000	概ね６割	43,521	19,994	21,465
神奈川県		3,300	16,000	19,300	概ね２割	15,767	10,187	17,533
新潟県						4,192	3,364	30,402
富山県						1,959	1,328	8,370
石川県						1,977	1,617	5,058
福井県						1,751	1,276	5,826
山梨県						1,695	1,293	13,060
長野県						3,497	2,571	28,717
岐阜県						3,527	2,776	19,999
静岡県						6,216	4,716	16,640
愛知県						13,562	8,574	20,991
三重県						3,086	2,649	12,217
滋賀県						2,372	1,715	7,406
京都府						6,560	3,309	15,674
大阪府						21,485	10,417	9,864
兵庫県						11,958	6,277	38,016
奈良県						2,561	1,856	7,434
和歌山県						2,183	1,523	10,990
鳥取県						1,231	772	4,272
島根県						1,532	1,221	10,487
岡山県						3,503	2,542	25,008
広島県						5,189	3,685	19,251
山口県						3,148	2,044	11,506
徳島県						1,580	1,096	9,970
香川県						1,878	1,226	7,217
愛媛県						2,463	1,918	18,618
高知県						1,611	1,208	7,295
福岡県						11,129	5,077	22,959
佐賀県						1,717	1,126	16,370
長崎県						3,075	1,731	17,017
熊本県						3,114	2,470	27,996
大分県						2,092	1,666	13,244
宮崎県						2,034	1,233	13,198
鹿児島県						3,035	2,406	14,295
沖縄県						2,928	1,719	1,675
		18,100	72,420	90,520		259,787	168,898	746,681

注）死者数、自力脱出困難者は、中央防災会議被害想定の都心南部直下地震における死者数、
　　自力脱出困難者の和が最大となるケース（冬深夜）である。
注）警察官の定員の数は、令和７年４月時点。
注）消防職員、消防団員数は、令和６年４月時点。

別表３－２　「進出拠点」、「ＤＭＡＴ陸路参集拠点（候補地）」の一覧

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	国土交通省	中核給油所	ＤＭＡＴ陸路参集拠点候補地
茨城県	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	茨城県土浦市	茨城県道48号			○			
茨城県	陸上自衛隊古河駐屯地	茨城県古河市	国道354号			○			
茨城県	谷田部東PA≪上り線≫	茨城県つくば市	常磐自動車道				○		
茨城県	陸上自衛隊勝田駐屯地	茨城県ひたちなか市	茨城県道38号・63号			○			
茨城県	国営常陸海浜公園	茨城県ひたちなか市				○			
茨城県	守谷SA≪上り線≫	茨城県守谷市	常磐自動車道	○	○			●	○
茨城県	航空自衛隊百里基地	茨城県小美玉市	茨城県道50号			○			
茨城県	陸上自衛隊土浦駐屯地	茨城県阿見町	国道125号			○			
栃木県	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	栃木県宇都宮市	国道4号			○			
栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	栃木県宇都宮市	国道4号			○			
栃木県	佐野SA≪上り線≫	栃木県佐野市	東北自動車道	○	○			●	○
群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地	群馬県榛東村	群馬県道26号			○			
埼玉県	陸上自衛隊大宮駐屯地	埼玉県さいたま市	国道17号			○			
埼玉県	航空自衛隊熊谷基地	埼玉県熊谷市	国道17号			○			
埼玉県	日本大学・大宮キャンパス	埼玉県さいたま市	埼玉県道214号				○		
埼玉県	埼玉スタジアム2002公園	埼玉県さいたま市	国道122号	○					
埼玉県	高坂SA≪上り線≫	埼玉県東松山市	関越自動車道	○	○		○	●	○
埼玉県	航空自衛隊入間基地	埼玉県狭山市	国道16号			○			
埼玉県	羽生PA≪上り線≫	埼玉県羽生市	東北自動車道				○		
埼玉県	新倉PA	埼玉県和光市	東京外環自動車道	○					
埼玉県	菖蒲PA	埼玉県久喜市	首都圏中央連絡自動車道	○				●	
埼玉県	蓮田SA≪上り線≫	埼玉県蓮田市	東北自動車道	○	○			●	○
埼玉県	三芳PA≪上り線≫	埼玉県三芳町	関越自動車道	○	○			●	
埼玉県	上里SA≪上り線≫	埼玉県上里町	関越自動車道	○				●	
千葉県	湾岸幕張PA≪上り線≫	千葉県千葉市	東関東自動車道	○	○				
千葉県	幕張PA≪上り線≫	千葉県千葉市	京葉道路		○				
千葉県	陸上自衛隊下志津駐屯地	千葉県千葉市	千葉県道64号			○			
千葉県	国土交通省関東技術事務所	千葉県松戸市	千葉県道281号				○		
千葉県	千葉県柏の葉公園	千葉県柏市	国道16号	○					
千葉県	国土交通大学校柏研修センター	千葉県柏市	国道16号				○		
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	千葉県柏市	国道16号			○			
千葉県	市原SA≪上り線≫	千葉県市原市	館山自動車道		○			●	
千葉県	酒々井PA≪上り線≫	千葉県酒々井町	東関東自動車道	○	○		○	●	○
東京都	陸上自衛隊朝霞駐屯地	東京都練馬区	国道254号			○			
東京都	東京都葛西臨海公園	東京都江戸川区	国道357号	○					
東京都	石川PA≪上り線≫	東京都八王子市	中央自動車道	○	○				
東京都	東京都立川地域防災センター	東京都立川市	東京都道153号	○					
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地	東京都立川市	東京都道153号			○			
東京都	国土交通省国土交通大学校	東京都小平市	東京都道7号				○		
神奈川県	港北PA≪上り線≫	神奈川県横浜市	東名高速道路	○					
神奈川県	陸上自衛隊座間駐屯地	神奈川県相模原市	神奈川県道46号			○			
神奈川県	国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀第二庁舎）	神奈川県横須賀市	神奈川県道208号				○		
神奈川県	神奈川県総合防災センター	神奈川県厚木市	神奈川県道22号	○					
神奈川県	厚木PA≪外回り≫	神奈川県厚木市	首都圏中央連絡自動車道	○	○				
神奈川県	海老名SA≪上り線≫	神奈川県海老名市	東名高速道路	○	○			●	
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	神奈川県綾瀬市	神奈川県道40号			○			
山梨県	談合坂SA≪上り線≫	山梨県上野原市	中央自動車道	○	○		○	●	○
山梨県	陸上自衛隊北富士駐屯地	山梨県忍野村	国道138号			○			
静岡県	足柄SA≪上り線≫	静岡県御殿場市	東名高速道路	○	○		○	●	○
静岡県	陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	静岡県御殿場市	静岡県道23号			○			
静岡県	陸上自衛隊駒門駐屯地	静岡県御殿場市	国道246号			○			
静岡県	陸上自衛隊板妻駐屯地	静岡県御殿場市	国道469号			○			
静岡県	陸上自衛隊富士駐屯地	静岡県小山町	国道138号			○			

注）ＤＭＡＴ参集拠点候補地は、上表の他に空路参集拠点候補地として、新千歳空港、航空自衛隊千歳基地、美保飛行場（航空自衛隊美保基地）、岡山空港、広島空港、高松空港、福岡空港、熊本空港（陸上自衛隊高遊原分屯地）、航空自衛隊入間基地、成田国際空港、海上自衛隊下総航空基地、東京国際空港、海上自衛隊厚木航空基地がある。

別表３－３　救助活動拠点（候補地）、航空機用救助活動拠点（候補地）

整理番号	都道府県	施設名称	施設管理者名	所在地	航空機用救助活動拠点（候補地）
1	埼玉県	陸上自衛隊大宮駐屯地	防衛省	埼玉県さいたま市	
2	埼玉県	大宮公園	埼玉県	埼玉県さいたま市	
3	埼玉県	埼玉スタジアム2002公園	埼玉県	埼玉県さいたま市	○
4	埼玉県	川通公園	さいたま市	埼玉県さいたま市	
5	埼玉県	長宮運動公園	さいたま市	埼玉県さいたま市	
6	埼玉県	岩槻文化公園	さいたま市	埼玉県さいたま市	
7	埼玉県	しらこばと公園	埼玉県	埼玉県さいたま市・越谷市	
8	埼玉県	川越運動公園	川越市	埼玉県川越市	○
9	埼玉県	グリーンセンター	川口市	埼玉県川口市	
10	埼玉県	川口オートレース場	川口市	埼玉県川口市	
11	埼玉県	荒川河川敷	国土交通省	埼玉県川口市	
12	埼玉県	中央中学校	所沢市	埼玉県所沢市	
13	埼玉県	所沢航空記念公園	埼玉県	埼玉県所沢市	○
14	埼玉県	上柳公園	春日部市	埼玉県春日部市	
15	埼玉県	庄和総合公園	春日部市	埼玉県春日部市	○
16	埼玉県	春日部市消防本部庄和消防署	春日部市	埼玉県春日部市	
17	埼玉県	大沼運動公園	春日部市	埼玉県春日部市	○
18	埼玉県	春日部高等技術専門校	埼玉県	埼玉県春日部市	
19	埼玉県	総合体育館周辺暫定体育施設	春日部市	埼玉県春日部市	
20	埼玉県	航空自衛隊入間基地	防衛省	埼玉県狭山市	
21	埼玉県	鴻巣市陸上競技場	鴻巣市	埼玉県鴻巣市	○
22	埼玉県	鴻巣市総合体育館	鴻巣市	埼玉県鴻巣市	
23	埼玉県	上尾運動公園	埼玉県	埼玉県上尾市	
24	埼玉県	上尾丸山公園	上尾市	埼玉県上尾市	
25	埼玉県	平方スポーツ広場	上尾市	埼玉県上尾市	○
26	埼玉県	そうか公園	草加市	埼玉県草加市	
27	埼玉県	草加市文化会館	草加市	埼玉県草加市	
28	埼玉県	綾瀬川左岸広場	草加市	埼玉県草加市	
29	埼玉県	綾瀬川左岸広場南側公共用地	草加市	埼玉県草加市	
30	埼玉県	工業団地公園	草加市	埼玉県草加市	
31	埼玉県	しらこばと運動公園	越谷市	埼玉県越谷市	
32	埼玉県	県民健康福祉村	埼玉県	埼玉県越谷市	
33	埼玉県	富士見公園	蕨市	埼玉県蕨市	
34	埼玉県	彩湖・道満グリーンパーク	戸田市	埼玉県戸田市	
35	埼玉県	彩の森入間公園	埼玉県	埼玉県入間市	○
36	埼玉県	総合体育館	朝霞市	埼玉県朝霞市	
37	埼玉県	朝霞西高等学校	埼玉県	埼玉県朝霞市	
38	埼玉県	朝霞中央公園	朝霞市	埼玉県朝霞市	○
39	埼玉県	和光樹林公園	埼玉県	埼玉県和光市	
40	埼玉県	新座市総合運動公園	新座市	埼玉県新座市	○
41	埼玉県	新座市営馬場運動場	新座市	埼玉県新座市	
42	埼玉県	北本総合公園	北本市	埼玉県北本市	
43	埼玉県	八條幸之宮運動広場	八潮市	埼玉県八潮市	
44	埼玉県	リサイクルプラザ	八潮市	埼玉県八潮市	
45	埼玉県	鶴ヶ曽根体育館・運動広場	八潮市	埼玉県八潮市	
46	埼玉県	びん沼自然公園	富士見市	埼玉県富士見市	
47	埼玉県	第2運動公園	富士見市	埼玉県富士見市	
48	埼玉県	水子貝塚公園	富士見市	埼玉県富士見市	
49	埼玉県	半田公園	三郷市	埼玉県三郷市	○
50	埼玉県	三郷市総合体育館	三郷市	埼玉県三郷市	
51	埼玉県	みさと公園	埼玉県	埼玉県三郷市	
52	埼玉県	蓮田市総合市民体育館	蓮田市	埼玉県蓮田市	○
53	埼玉県	坂戸市民総合運動公園	坂戸市	埼玉県坂戸市	○
54	埼玉県	幸手市保健福祉総合センター	幸手市	埼玉県幸手市	
55	埼玉県	幸手市民文化体育館	幸手市	埼玉県幸手市	
56	埼玉県	吉川運動公園	吉川市	埼玉県吉川市	○
57	埼玉県	美南中央公園	吉川市	埼玉県吉川市	○
58	埼玉県	福岡中央公園	ふじみ野市	埼玉県ふじみ野市	
59	埼玉県	ふじみ野市運動公園	ふじみ野市	埼玉県ふじみ野市	○
60	埼玉県	亀久保中央公園	ふじみ野市	埼玉県ふじみ野市	
61	埼玉県	西ノ原中央公園	ふじみ野市	埼玉県ふじみ野市	
62	埼玉県	高岩公園	白岡市	埼玉県白岡市	

整理番号	都道府県	施設名称	施設管理者名	所在地	航空機用救助活動拠点（候補地）
63	埼玉県	白岡市総合運動公園	白岡市	埼玉県白岡市	○
64	埼玉県	県民活動総合センター	埼玉県	埼玉県伊奈町	
65	埼玉県	伊奈町制施行記念公園	伊奈町	埼玉県伊奈町	○
66	埼玉県	丸山スポーツ広場	伊奈町	埼玉県伊奈町	
67	埼玉県	三芳町役場駐車場	三芳町	埼玉県三芳町	
68	埼玉県	総合運動公園	三芳町	埼玉県三芳町	
69	埼玉県	平成の森公園	川島町	埼玉県川島町	○
70	埼玉県	川島町役場庁舎南側駐車場	川島町	埼玉県川島町	
71	埼玉県	川島町総合運動場	川島町	埼玉県川島町	
72	埼玉県	ホンダエアポート	本田航空株式会社	埼玉県川島町	○
73	埼玉県	宮代町総合運動公園	宮代町	埼玉県宮代町	○
74	埼玉県	倉松公園	杉戸町	埼玉県杉戸町	
75	埼玉県	はらっパーク宮代	宮代町	埼玉県宮代町	○
76	埼玉県	まつぶし緑の丘公園	埼玉県	埼玉県松伏町	
77	埼玉県	松伏総合公園	松伏町	埼玉県松伏町	
1	千葉県	県総合スポーツセンター	千葉県	千葉県千葉市	○
2	千葉県	陸上自衛隊下志津駐屯地	防衛省	千葉県千葉市	
3	千葉県	船橋市運動公園	船橋市	千葉県船橋市	○
4	千葉県	行田運動広場	船橋市	千葉県船橋市	○
5	千葉県	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場	防衛省	千葉県船橋市	
6	千葉県	航空自衛隊木更津分屯基地	防衛省	千葉県木更津市	
7	千葉県	海上自衛隊木更津基地	防衛省	千葉県木更津市	
8	千葉県	陸上自衛隊木更津駐屯地	防衛省	千葉県木更津市	
9	千葉県	陸上自衛隊松戸駐屯地	防衛省	千葉県松戸市	
10	千葉県	岩名運動公園	佐倉市	千葉県佐倉市	○
11	千葉県	袖ケ浦運動公園	習志野市	千葉県習志野市	○
12	千葉県	秋津総合運動公園	習志野市	千葉県習志野市	○
13	千葉県	県立柏の葉公園	千葉県	千葉県柏市	
14	千葉県	大堀川防災レクリエーション公園	柏市	千葉県柏市	○
15	千葉県	海上自衛隊下総航空基地	防衛省	千葉県柏市	
16	千葉県	市原市文化の森	市原市	千葉県市原市	
17	千葉県	流山市下花輪福祉会館	流山市	千葉県流山市	
18	千葉県	流山市総合運動公園	流山市	千葉県流山市	
19	千葉県	新東谷防災広場	流山市	千葉県流山市	○
20	千葉県	八千代総合運動公園	八千代市	千葉県八千代市	○
21	千葉県	手賀沼公園	我孫子市	千葉県我孫子市	○
22	千葉県	鎌ケ谷市営陸上競技場	鎌ケ谷市	千葉県鎌ケ谷市	○
23	千葉県	四街道総合公園	四街道市	千葉県四街道市	○
24	千葉県	総合運動場	袖ケ浦市	千葉県袖ケ浦市	○
25	千葉県	神崎町民野球場	神崎町教育委員会	千葉県神崎町	○
1	東京都	中央清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都中央区	
2	東京都	港清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都港区	
3	東京都	白鬚東地区及び汐入公園	東京都	東京都墨田区・荒川区	○
4	東京都	墨田清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都墨田区	
5	東京都	都立木場公園	東京都	東京都江東区	○
6	東京都	新江東清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都江東区	
7	東京都	有明清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都江東区	
8	東京都	東京ビッグサイト	東京都	東京都江東区	○
9	東京都	東京臨海広域防災公園（東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区））	関東地方整備局・東京都	東京都江東区	○
10	東京都	若洲海浜公園	東京都	東京都江東区	○
11	東京都	品川清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都品川区	
12	東京都	都立大井ふ頭中央海浜公園	東京都	東京都品川区	○
13	東京都	目黒清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都目黒区	
14	東京都	都立駒沢オリンピック公園	東京都	東京都目黒区・世田谷区	○
15	東京都	大田清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都大田区	
16	東京都	多摩川清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都大田区	
17	東京都	ガス橋緑地少年野球場	大田区	東京都大田区	○
18	東京都	千歳清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都世田谷区	
19	東京都	世田谷清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都世田谷区	
20	東京都	都立砧公園	東京都	東京都世田谷区	○
21	東京都	都立代々木公園	東京都	東京都渋谷区	○
22	東京都	渋谷清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都渋谷区	
23	東京都	都立和田堀公園	東京都	東京都杉並区	○
24	東京都	杉並清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都杉並区	
25	東京都	豊島清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都豊島区	
26	東京都	北清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都北区	
27	東京都	板橋清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都板橋区	

整理番号	都道府県	施設名称	施設管理者名	所在地	航空機用救助活動拠点（候補地）
28	東京都	都立城北中央公園	東京都	東京都板橋区・練馬区	○
29	東京都	都立光が丘公園	東京都	東京都練馬区	○
30	東京都	光が丘清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都練馬区	
31	東京都	練馬清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都練馬区	
32	東京都	足立清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都足立区	
33	東京都	都立舎人公園	東京都	東京都足立区	○
34	東京都	都立水元公園	東京都	東京都葛飾区	○
35	東京都	葛飾清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都葛飾区	
36	東京都	都立篠崎公園	東京都	東京都江戸川区	○
37	東京都	江戸川清掃工場	23区清掃一部事務組合	東京都江戸川区	
38	東京都	都立葛西臨海公園	東京都	東京都江戸川区	○
39	東京都	八王子市立滝が原運動場	八王子市	東京都八王子市	○
40	東京都	北野清掃工場	八王子市	東京都八王子市	
41	東京都	八王子市立富士森公園	八王子市	東京都八王子市	○
42	東京都	八王子市立上柚木公園	八王子市	東京都八王子市	○
43	東京都	北野多目的広場	八王子市	東京都八王子市	○
44	東京都	東京都立川地域防災センター（立川広域防災基地内の都防災機関の施設等の機能を含む。）	東京都	東京都立川市	○
45	東京都	都立武蔵野中央公園	東京都	東京都武蔵野市	○
46	東京都	青梅スタジアム	青梅市	東京都青梅市	○
47	東京都	都立府中の森公園	東京都	東京都府中市	○
48	東京都	都立武蔵野の森公園	東京都	東京都府中市	○
49	東京都	昭島市清掃センター	昭島市	東京都昭島市	
50	東京都	都立神代植物公園	東京都	東京都調布市	○
51	東京都	町田市立野津田公園	町田市	東京都町田市	○
52	東京都	町田リサイクル文化センター	町田市	東京都町田市	
53	東京都	都立小金井公園	東京都	東京都小金井市	○
54	東京都	多摩川グラウンド	日野市	東京都日野市	○
55	東京都	都立東村山中央公園	東京都	東京都東村山市	○
56	東京都	多摩川緑地公園グランド	狛江市	東京都狛江市	○
57	東京都	都立東大和南公園	東京都	東京都東大和市	○
58	東京都	柳泉園クリーンポート	柳泉園組合	東京都東久留米市	
59	東京都	多摩市立陸上競技場	多摩市	東京都多摩市	○
60	東京都	多摩清掃工場	多摩ニュータウン環境組合	東京都多摩市	
61	東京都	都立秋留台公園	東京都	東京都あきる野市	○
1	神奈川県	三ツ沢公園	横浜市	神奈川県横浜市	○
2	神奈川県	根岸森林公園	横浜市	神奈川県横浜市	○
3	神奈川県	県立保土ヶ谷高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
4	神奈川県	県立保土ヶ谷公園	神奈川県	神奈川県横浜市	○
5	神奈川県	県立光陵高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
6	神奈川県	県立氷取沢高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
7	神奈川県	県立新羽高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
8	神奈川県	県立永谷高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
9	神奈川県	県立横浜南陵高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
10	神奈川県	県立横浜旭陵高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
11	神奈川県	県立二俣川看護福祉高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
12	神奈川県	県立霧が丘高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
13	神奈川県	県立白山高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
14	神奈川県	県立瀬谷西高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
15	神奈川県	県立瀬谷高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
16	神奈川県	県立柏陽高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
17	神奈川県	県立横浜栄高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
18	神奈川県	県立松陽高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
19	神奈川県	県立横浜修悠館高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
20	神奈川県	県立元石川高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
21	神奈川県	県立市ヶ尾高校	神奈川県	神奈川県横浜市	○
22	神奈川県	県立田奈高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
23	神奈川県	県立荏田高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
24	神奈川県	県立川和高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
25	神奈川県	県立新栄高校	神奈川県	神奈川県横浜市	
26	神奈川県	川崎競馬場場内駐車場他	株式会社よみうりランド	神奈川県川崎市	○
27	神奈川県	川崎富士見球場及び周辺	川崎市	神奈川県川崎市	○
28	神奈川県	県立川崎高校	神奈川県	神奈川県川崎市	
29	神奈川県	等々力緑地	川崎市	神奈川県川崎市	○
30	神奈川県	県立生田東高校	神奈川県	神奈川県川崎市	
31	神奈川県	川崎国際生田緑地ゴルフ場	川崎市	神奈川県川崎市	○
32	神奈川県	県立百合丘高校	神奈川県	神奈川県川崎市	
33	神奈川県	県立生田高校	神奈川県	神奈川県川崎市	

整理番号	都道府県	施設名称	施設管理者名	所在地	航空機用救助活動拠点（候補地）
34	神奈川県	消防訓練センター	川崎市	神奈川県川崎市	○
35	神奈川県	東扇島東公園 （東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区））	関東地方整備局・川崎市	神奈川県川崎市	○
36	神奈川県	原宿公園	相模原市	神奈川県相模原市	
37	神奈川県	県立相模原総合高校	神奈川県	神奈川県相模原市	
38	神奈川県	キャンプ淵野辺留保地多目的広場	相模原市	神奈川県相模原市	
39	神奈川県	下溝防災消防訓練場	相模原市	神奈川県相模原市	
40	神奈川県	相模原麻溝公園競技場	相模原市	神奈川県相模原市	
41	神奈川県	県立上鶴間高校	神奈川県	神奈川県相模原市	
42	神奈川県	県立相模原青陵高校	神奈川県	神奈川県相模原市	
43	神奈川県	海上自衛隊横須賀基地	防衛省	神奈川県横須賀市	○
44	神奈川県	うみかぜ公園	横須賀市	神奈川県横須賀市	
45	神奈川県	防衛大学校	防衛省	神奈川県横須賀市	○
46	神奈川県	佐原2丁目公園	横須賀市	神奈川県横須賀市	
47	神奈川県	陸上自衛隊久里浜駐屯地	防衛省	神奈川県横須賀市	
48	神奈川県	陸上自衛隊武山駐屯地	防衛省	神奈川県横須賀市	○
49	神奈川県	鎌倉海浜公園由比ガ浜地区	鎌倉市	神奈川県鎌倉市	
50	神奈川県	藤沢市消防防災訓練センター	藤沢市	神奈川県藤沢市	○
51	神奈川県	県立スポーツセンター	神奈川県	神奈川県藤沢市	
52	神奈川県	小出暫定スポーツ広場	茅ヶ崎市	神奈川県茅ヶ崎市	○
53	神奈川県	県立茅ヶ崎北陵高校	神奈川県	神奈川県茅ヶ崎市	○
54	神奈川県	県立鶴嶺高校	神奈川県	神奈川県茅ヶ崎市	○
55	神奈川県	円蔵スポーツ広場	茅ヶ崎市	神奈川県茅ヶ崎市	
56	神奈川県	東海カーボン株式会社	東海カーボン株式会社	神奈川県茅ヶ崎市	
57	神奈川県	東邦チタニウム株式会社	東邦チタニウム株式会社	神奈川県茅ヶ崎市	
58	神奈川県	中央公園	茅ヶ崎市	神奈川県茅ヶ崎市	
59	神奈川県	柳島スポーツ公園	茅ヶ崎市	神奈川県茅ヶ崎市	○
60	神奈川県	県立逗子高校	神奈川県	神奈川県逗子市	
61	神奈川県	市立逗子中学校	逗子市	神奈川県逗子市	○
62	神奈川県	県立初声高校入江キャンパス	神奈川県	神奈川県三浦市	
63	神奈川県	県立厚木北高校	神奈川県	神奈川県厚木市	
64	神奈川県	厚木市文化会館	厚木市	神奈川県厚木市	
65	神奈川県	県総合防災センター	神奈川県	神奈川県厚木市	○
66	神奈川県	柏木学園高校	学校法人柏木学園高校	神奈川県大和市	
67	神奈川県	引地台公園	大和市	神奈川県大和市	○
68	神奈川県	柳橋ふれあいプラザ	大和市	神奈川県大和市	
69	神奈川県	伊勢原市市民文化会館（展示室）	伊勢原市	神奈川県伊勢原市	
70	神奈川県	伊勢原市コミュニティ防災センター	伊勢原市	神奈川県伊勢原市	
71	神奈川県	ザ・ウィングス海老名	海老名市	神奈川県海老名市	
72	神奈川県	海老名プライムタワー	海老名市	神奈川県海老名市	
73	神奈川県	海老名運動公園	海老名市	神奈川県海老名市	
74	神奈川県	市民体育館	座間市	神奈川県座間市	
75	神奈川県	市民文化会館	座間市	神奈川県座間市	
76	神奈川県	綾瀬スポーツ公園	綾瀬市	神奈川県綾瀬市	
77	神奈川県	綾瀬市市民文化センター	綾瀬市	神奈川県綾瀬市	○
78	神奈川県	葉山町消防本部	葉山町	神奈川県葉山町	
79	神奈川県	倉見スポーツ公園	寒川町	神奈川県寒川町	
80	神奈川県	JX金属株式会社倉見工場	JX金属株式会社倉見工場	神奈川県寒川町	
81	神奈川県	寒川神社（第2，3，4駐車場）	宗教法人寒川神社	神奈川県寒川町	
82	神奈川県	県立寒川高校	神奈川県	神奈川県寒川町	
83	神奈川県	大磯町運動公園	大磯町	神奈川県大磯町	○

○救助活動拠点（候補地）：都心南部直下地震において震度6弱以上が想定される地域に確保する拠点
○航空機用救助活動拠点（候補地）（第3章4．（2）②）：救助活動拠点（候補地）のうち、空からの救助活動のために活用することが想定される拠点

別表４　被災地外の航空搬送拠点候補地

・　非被災道府県が確保する被災地外の航空搬送拠点の候補は、以下の通りである。候補地の選定にあたっては、被災地である１都３県から、近傍への搬送は、回転翼機に加え固定翼機の使用も想定する一方、その他の地域へは、航続距離を考慮し固定翼機の使用を想定している。
・　被災地外の航空搬送拠点は、被災地からの患者を受入れ、周辺医療機関への搬送の拠点となる。

地方	都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
			固定翼機	大型 回転翼機
北海道	北海道	新千歳空港	○	○
	北海道	航空自衛隊千歳基地	○	○
	北海道	札幌飛行場　（陸上自衛隊丘珠駐屯地）	○	○
東北	青森県	青森空港	○	○
	岩手県	花巻空港	○	○
	宮城県	仙台空港	○	○
	宮城県	航空自衛隊松島基地	○	○
	宮城県	陸上自衛隊霞目駐屯地		○
	秋田県	秋田空港	○	○
	秋田県	大館能代空港	○	○
	山形県	山形空港	○	○
	山形県	庄内空港	○	○
	福島県	福島空港	○	○
関東	茨城県	航空自衛隊百里基地	○	○
	栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	○	○
	群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地		○
	群馬県	前橋赤十字病院		○
	山梨県	小瀬スポーツ公園（補助競技場）		○
北陸	新潟県	新潟空港	○	○
	富山県	富山空港	○	○
	石川県	小松飛行場　（航空自衛隊小松基地）	○	○
中部	長野県	松本空港	○	○
	岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	○	○
	静岡県	愛鷹広域公園		○
	静岡県	静岡空港	○	○
	静岡県	航空自衛隊浜松基地	○	○
	愛知県	名古屋飛行場　（航空自衛隊小牧基地）	○	○

地方	都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
			固定翼機	大型 回転翼機
近畿	大阪府	関西国際空港	○	○
	大阪府・ 兵庫県	大阪国際空港	○	○
	兵庫県	神戸空港	○	○
	和歌山県	南紀白浜空港	○	○
中国	鳥取県	鳥取空港	○	○
	鳥取県	美保飛行場　（航空自衛隊美保基地）	○	○
	島根県	出雲空港	○	○
	岡山県	岡山空港	○	○
	広島県	広島空港	○	○
	山口県	山口宇部空港	○	○
四国	徳島県	徳島飛行場　（海上自衛隊徳島航空基地）	○	○
	香川県	高松空港	○	○
	愛媛県	松山空港	○	○
九州	福岡県	福岡空港	○	○
	福岡県	北九州空港	○	○
	佐賀県	佐賀空港	○	○
	長崎県	長崎空港	○	○
	熊本県	熊本空港、陸上自衛隊高遊原分屯地、崇城大学空港キャンパス及び熊本県防災消防航空センター	○	○
	大分県	大分空港	○	○
	宮崎県	宮崎空港	○	○
	宮崎県	航空自衛隊新田原基地	○	○
	鹿児島県	鹿児島空港	○	○

別表５－１　プッシュ型支援における必要量

被災都県名	広域物資輸送拠点の名称	食料（千食）※1				拠点別計	毛布	乳児用粉ミルク	乳児・小児用おむつ	大人用おむつ	携帯トイレ簡易トイレ	トイレットペーパー	生理用品
		４日目	５日目	６日目	７日目		（枚）	（kg）※1	（枚）※1	（枚）※1	（回）※1	（巻）※1	（枚）※1
埼玉県	熊谷防災基地（熊谷スポーツ文化公園）	1,678.1	1,828.7	1,979.3	2,129.9	7,616.1	57,500	3,085	532,764	101,548	3,994,693	456,967	681,121
千葉県	幕張メッセ	937.1	1,037.7	1,138.3	1,238.9	4,352.1	0	1,726	295,886	58,028	2,039,370	261,126	383,128
東京都	多摩広域防災倉庫	6,426.3	6,882.4	7,338.4	7,794.5	28,441.6	0	10,454	1,748,688	379,222	15,939,328	1,706,498	2,687,804
神奈川県	パシフィコ横浜展示ホール	1,321.9	1,444.9	1,568.0	1,691.0	6,025.7	49,537	2,302	392,432	80,343	4,723,003	361,544	528,225
	横浜アリーナ	612.7	680.1	747.5	815.0	2,855.3	23,540	1,272	213,827	38,071	3,399,941	171,318	269,678
	中央卸売市場北部市場	553.0	608.7	664.4	720.1	2,546.2	20,959	1,158	194,472	33,949	1,595,544	152,770	237,758
	神奈川県小田原合同庁舎	113.3	119.6	125.8	132.1	490.7	4,091	193	34,202	6,543	106,670	29,443	43,479
	神奈川県総合防災センター	147.6	158.9	170.2	181.5	658.2	5,395	264	45,367	8,775	199,321	39,489	58,273
神奈川県小計		2,748.4	3,012.2	3,275.9	3,539.6	12,576.1	103,521	5,190	880,299	167,681	10,024,479	754,564	1,137,413
１都３県合計※2		11,790.0	12,761.0	13,732.0	14,703.0	52,985.9	161,021	20,455	3,457,638	706,479	31,997,869	3,179,156	4,889,466

※１　必要量は、４日目から７日目の４日間分を示す。
※２　なお、施設ごとの各日必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、各日合計は一致しない。

別表５－２　飲料水の必要量

被災都県名	必要量（単位：㎥）							
	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	合計
埼玉県	6,109	5,698	5,288	4,877	4,466	4,056	3,645	34,138
千葉県	5,576	5,188	4,800	4,412	4,024	3,637	3,249	30,886
東京都	15,591	14,605	13,619	12,633	11,647	10,661	9,675	88,431
神奈川県	12,809	12,129	11,450	10,770	10,091	9,412	8,732	75,393
合計	40,084	37,620	35,156	32,692	30,229	27,765	25,301	228,847

※　各日の必要量は四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

別表５－３　広域物資輸送拠点

整理番号	都道府県		施設名称	所在地（住所）	敷地面積（㎡）	上屋		駐車（待機）スペース面積（㎡）	物資配分先市町村の（避難所＋避難所外）避難者数（1日当たりの最大値）	プッシュ型支援における供給の有無								備考
	都県名	代替性				有無	床面積（㎡）			食料	毛布	乳児用粉ミルク	乳児・小児用おむつ	大人用おむつ	携帯トイレ簡易トイレ	トイレットペーパー	生理用品	
1	埼玉県		熊谷防災基地(熊谷スポーツ文化公園)	熊谷市上川上300	764,000	有	30,055	10,300	709,972	○	○	○	○	○	○	○	○	発災時にフォークリフトを調達する仕組みは現在検討中
2		代	中央防災基地	川島町大字上狢111-1	76,906	有	1,890	2,160	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
3		代	新座防災基地	新座市新塚5077-5	20,000	有	1,669	2,126	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
4	千葉県		幕張メッセ	千葉市美浜区中瀬2-1	9,160	有	54,000	166,201	412,982	○	－	○	○	○	○	○	○	
5		代	県総合スポーツセンター	千葉市稲毛区天台町323	426,923	有	94,019	32,100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
6	東京都		多摩広域防災倉庫	立川市 緑町3256の5	22,420	有	11,486	2,000	2,598,173	○	－	○	○	○	○	○	○	
7		代	日本自動車ターミナル㈱　京浜トラックターミナル	大田区平和島2-1-1	242,068	有	32,494	20,116	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
8		代	日本自動車ターミナル㈱　板橋トラックターミナル	板橋区高島平6-1-1	115,828	有	16,800	10,800	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
9		代	日本自動車ターミナル㈱　足立トラックターミナル	足立区入谷6-1-1	113,328	有	18,840	14,400	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
10		代	日本自動車ターミナル㈱　葛西トラックターミナル	江戸川区臨海町4-3-1	184,976	有	22,392	16,233	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
11	神奈川県		パシフィコ横浜展示ホール	横浜市西区みなとみらい1-1-1	51,000	有	20,000	1,716	563,672	○	○	○	○	○	○	○	○	
12			横浜アリーナ	横浜市港北区新横浜3-10	26,691	有	8,000	3,088	271,652	○	○	○	○	○	○	○	○	
13			中央卸売市場北部市場	川崎市宮前区水沢1-1-1	168,587	有	22,923	20,000	240,032	○	○	○	○	○	○	○	○	
14			神奈川県小田原合同庁舎	小田原市荻窪350-1	13,243	有	4,212	1,742	44,019	○	○	○	○	○	○	○	○	
15			神奈川県総合防災センター	厚木市下津古久280	66,283	有	1,983	1,537	60,492	○	○	○	○	○	○	○	○	

備考）・被災や施設の使用状況により広域物資輸送拠点の開設が困難な場合には、被災都県は速やかに代替拠点を選定し、開設するものとする。
・代替性欄に「代」と記載のある拠点は、代替拠点として開設される拠点であることを示す。
・本表の施設は、発災後、被災都県の災害対策本部が指定する施設に変更される場合がある。その場合には、当該都県の災害対策本部は、速やかに緊急災害対策本部に対して変更した施設の情報を報告するものとする。

※ 東京都の代替拠点である日本自動車ターミナル（株）が所有する拠点における上屋及び駐車面積は、全て物流事業者への賃貸面積（専用エリア）の為、
災害時には、日本自動車ターミナル（株）からの被害状況報告並びに東京都と物流事業者が締結した協定書に基づき使用可能面積はその都度決定する。

別表５－４　プッシュ型物資支援の標準対象品目

プッシュ型支援の対象物資は、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品であり、以下の品目を標準品目とする。

＜標準品目＞

○食料
○育児、介護食品
・乳児用粉ミルク
・乳児用液体ミルク
・ベビーフード
・介護食品

○水・飲料

○衣類関係
（男性用、女性用、子供用）
・防寒着
・衣類（トレーナー、Ｔシャツ、ズボン）
・下着類
・くつ下・ストッキング
・履物（スリッパ、サンダル、靴）

○台所・食器関係
・紙食器
・プラスチック食器
・割箸
・スプーン
・フォーク
・カセットこんろ
・カセットボンベ

○電化製品関係（避難所で共同使用するものに限る）
・乾電池
・延長コード
・懐中電灯
・ランタン
・携帯用充電器（電池式）
・洗濯機
・乾燥機
・掃除機
・冷蔵庫
・冷暖房器具
・加湿器
・空気清浄機

○生活用品関係
・シャンプー
・リンス
・洗面器
・石けん
・ボディソープ
・歯磨き粉
・歯ブラシ
・かみそり
・ハンドソープ

○トイレ関係
・仮設トイレ
・携帯トイレ
・簡易トイレ
・防臭剤
・除菌剤
・消臭剤

○掃除洗濯用品
・ごみ袋
・バケツ
・掃除用洗剤
・衣料用洗剤

○防寒具・雨具・熱中症対策用品
・カイロ
・レインコート
・傘
・瞬間冷却材
・冷却シート

○寝具・タオル関係
・タオル
・布団
・シーツ
・マットレス
・毛布
・枕
・タオルケット
・段ボールベッド
・段ボール間仕切り
・パーティション

○その他生活雑貨
・爪切り
・マスク
・手指消毒剤
・うがい薬

○ペーパー類・生理用品
・生理用品
・ウエットティッシュ
・ウエットタオル
・ペーパータオル
・ティッシュペーパー
・トイレットペーパー
・ボディシート

○育児、介護用品関係
・紙おむつ（大人用／子供用）
・おしりふき
・ほ乳瓶消毒ケース
・ほ乳瓶消毒液
・ほ乳瓶（使い捨てほ乳瓶を含む）

○応急用品・復旧資機材関係
・給水ポリ袋
・給水ポリタンク
・土のう袋
・ブルーシート
・ロープ
・ゴム手袋
・長靴
・防塵マスク
・防塵ゴーグル

別表6－1　製油所・油槽所

製油所・油槽所名	住所
東西オイルターミナル　青森油槽所	青森県青森市
ジャパンオイルネットワーク　青森油槽所	青森県青森市
東西オイルターミナル　八戸油槽所	青森県八戸市
ジャパンオイルネットワーク　八戸油槽所	青森県八戸市
日本オイルターミナル　盛岡営業所	岩手県盛岡市
岩手県オイルターミナル　釜石油槽所	岩手県釜石市
出光興産　塩釜油槽所	宮城県塩竈市
出光興産 貞山塩釜油槽所	宮城県塩竈市
ENEOS　塩釜油槽所	宮城県塩竈市
東西オイルターミナル　塩釜油槽所	宮城県塩竈市
ENEOS　仙台製油所	宮城県仙台市
ENEOS　秋田油槽所	秋田県秋田市
出光興産　秋田油槽所	秋田県秋田市
昭友　秋田共同油槽所	秋田県秋田市
東西オイルターミナル　秋田油槽所	秋田県秋田市
東西オイルターミナル　酒田油槽所	山形県酒田市
日本オイルターミナル　郡山営業所	福島県郡山市
ENEOS　小名浜油槽所	福島県いわき市
東西オイルターミナル　小名浜事業所	福島県いわき市
出光興産　日立油槽所	茨城県日立市
鹿島石油　鹿島製油所	茨城県神栖市
日本オイルターミナル　宇都宮営業所	栃木県上三川町
出光興産　高崎油槽所	群馬県高崎市
日本オイルターミナル　高崎営業所	群馬県高崎市
コスモ石油　千葉製油所	千葉県市原市
大阪国際石油精製　千葉製油所	千葉県市原市
出光興産　千葉事業所	千葉県市原市
富士石油　袖ケ浦製油所	千葉県袖ケ浦市
ENEOS　市川油槽所	千葉県市川市
出光興産　東京油槽所	東京都江東区
日本オイルターミナル　八王子営業所	東京都八王子市
ENEOS　川崎製油所	神奈川県川崎市
東西オイルターミナル　川崎油槽所	神奈川県川崎市
東亜石油　京浜製油所	神奈川県川崎市
ENEOS　京浜油槽所	神奈川県機浜市
ENEOS　根岸製油所	神奈川県横浜市
ENEOS　新潟東港油槽所	新潟県新潟市
出光興産　新潟油槽所	新潟県新潟市

製油所・油槽所名	住所
東西オイルターミナル　東新潟油槽所	新潟県新潟市
出光興産　新潟石油製品輸入基地	新潟県新潟市
日本海石油　富山油槽所	富山県富山市
出光興産　伏木油槽所	富山県高岡市
ENEOS　伏木油槽所	富山県高岡市
ENEOS　金沢油槽所	石川県金沢市
東西オイルターミナル　金沢油槽所	石川県金沢市
ジャパンオイルネットワーク　福井油槽所	福井県坂井市
東西オイルターミナル　福井油槽所	福井県坂井市
ENEOS　甲府油槽所	山梨県甲斐市
ENEOS　北信油槽所	長野県坂城町
日本オイルターミナル　松本営業所	長野県松本市
ジャパンオイルネットワーク　松本油槽所	長野県松本市
ENEOS　田子の浦油槽所	静岡県富士市
ジャパンオイルネットワーク　清水油槽所	静岡県静岡市
ENEOS　清水油槽所	静岡県静岡市
出光興産　大井川油槽所	静岡県焼津市
東西オイルターミナル　大井川油槽所	静岡県焼津市
ENEOS　名古屋第2油槽所	愛知県名古屋市
出光興産　愛知事業所	愛知県知多市
コスモ石油　四日市製油所	三重県四日市市
昭和四日市石油　四日市製油所	三重県四日市市

別表８－１　海上輸送拠点（受入港）

都県名	港湾名
千葉県	千葉港
	木更津港
東京都	東京港
神奈川県	横浜港
	川崎港
	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）
	横須賀港
	湘南港
	大磯港
	真鶴港